

平成21年 第3回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成21年 9月17日（木）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監査委員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生 沼 篤 司 君	会計管理者	金 子 幸 保 君
総務課長	神 憲 彦 君	地域開発課長	横 山 茂 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	辻 広 治 君
住民生活課長	栗 中 一 弘 君	建設課長	谷 口 勲 君
和風園園長	篠 原 毅 君	旭寿園園長	吉 田 憲 司 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	浅 野 信 行 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	川 嶋 智 君
------	-----------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第 1 号	平成 20 年度沼田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 20 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
議案第 5 1 号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 5 2 号	沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について
議案第 5 3 号	指定管理者の指定について
議案第 5 4 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第 5 5 号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第 5 6 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
	一般質問
議案第 5 7 号	平成 21 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 5 8 号	平成 21 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 9 号	平成 21 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
意見案第 1 1 号	道路の整備に関する意見書（案）について

開 会 10 時 00 分

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。皆様ご苦労様です。定例会を開会する前にご出席の説明員、並びに傍聴者の方々へ議長より一言申し上げます。本日議員におきましては、軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し添えます。説明員におかれましても、上着を脱いで議会に望んでいただきたいと思います。議長より提案致します。只今の出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成 21 年第 3 回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名

議員は、会議規則第 120 条の規定により、4 番、大沼議員、5 番、絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告をお願いします。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。私の方より委員長報告をさせていただきます。平成 21 年第 3 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る 9 月 10 日午後 3 時から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諸般事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告 1 件、行政報告 2 件、一般質問、町長に対して 5 人 7 件、更に決算認定 2 件、条例 2 件、規約変更 3 件、指定 1 件、平成 21 年度補正予算 3 件、この他議長に提出されました請願、陳情 3 件のうち、1 件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上議会案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日 17 日木曜日から 18 日金曜日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から 18 日までの 2 日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 18 日までの 2 日間に決しました。

(諸 般 報 告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第 3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(平成 20 年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第 4、認定第 1 号、平成 20 年度沼田町一般会計等歳

入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は例年どおり全議員による決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）認定第1号、平成20年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により平成20年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

（山木一男代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（山木一男委員）おはようございます。それでは平成20年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、平成20年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

〔以下、議案意見書を朗読。〕

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、時期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（平成20年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、認定第2号、平成20年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は全議員による決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）認定第2号、平成20年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により平成20年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木一男代表監査委員 登壇)

○代表監査委員(山木一男委員)平成20年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成20年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読。]

○議長(杉本邦雄議長)監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、時期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長(杉本邦雄議長)日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長(西田篤正町長)おはようございます。平成21年第3回の定例議会を招集申し上げましたところ、全議員のご出席を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。当初お配りいたしました一般行政報告に一点追加をさせていただきながら、只今から一般行政報告をさせていただきたいと思います。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長(杉本邦雄議長)次に教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長(松田 剛教育長)教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長(杉本邦雄議長)以上で行政報告を終わります。ここで暫時休憩を致します。11時5分まで休憩致します。

10時51分 休憩

11時05分 再開

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第7、議案第51号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第51号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第51号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。条例文でございます。議案第51号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。議案第51号。沼田町国民健康保険条例（昭和35年条例第13号）の一部を次のように改正する。附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）。2、被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金に関する第6条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのは39万円とする。附則この条例は平成21年10月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。国の実施を致します緊急の少子化対策の一環と致しまして、出産育児一時金を4万円引き上げるということで、自己負担分の軽減を図るものでございます。健康保険法施行例等の一部を改正する政令が公布をされたことに伴う条例改正でございます。したがって、産科医療保障制度の保険料3万円を加えますと、合計で42万円の支給総額となります。なお、この本改正につきましては、1年6ヶ月間の暫定措置とされております、23年4月以降につきましては今後の検討と国は示しております。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第52号、沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。和風園長、旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）議案第52号、沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について。沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年9月17日提出、沼田町長名であります。条例文です。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○旭寿園園長（吉田憲司園長）提案理由を申し上げます。平成10年10月にグループホームなごみの住所番号を決めるべく申請を致しましたが、その際に既に旭町公営住宅に5番28号の設定をされたにも関わらず、見落としをして同じ住所番号が設定されたものと思われまして、本年地域住民から連絡で分かりました。つきましては、後から住所番号を設定致しましたグループホームの住所を変更し、条例を改正するものでございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9、議案第53号。指定管理者の指定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第53号、指定管理者の指定について。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記、1、施設の名称、緑町コミュニティーセンター。2、指定管理者となる団体の名称、緑町ふれあい会館管理協議会。3、指定の期間、1年6ヶ月間、平成21年10月1日から平成23年3月31日まで。平

成 21 年 9 月 17 日提出、町長名でございます。

今回の指定人につきましては平成 18 年 4 月に緑町コミュニティーセンターの指定管理者として、市内 7 町内を指定していたところですが、今回の改修工事の完成に合わせまして、市内 7 町内会と緑ヶ丘町内会から両町内会を構成員に緑町ふれあい会館管理協議会を新たに設置して、新しくなったコミュニティーセンターの管理をしたいとの申し出があったところでございます。そのことから指定管理者を市内 7 町内会から緑町ふれあい会館管理協議会に変更を行うものでございます。なお、指定の期間につきましては、市内 7 町内との契約期間の残りの部分であります、平成 23 年 3 月 31 日までとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 53 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 10、議案第 54 号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第 54 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成 21 年 9 月 17 日提出、町長名でございます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○総務課長（神憲彦課長）今回の変更につきましては 10 月 4 日に網走支庁管内の上湧別町と湧別町が合併すること、またこの合併により学校給食組合を解散、脱退することに伴いまして、別表で示されております、構成市町の変更を行うものとなっておりますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第55号。北海道市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第55号、北海道市町村総合事務組合の規約の変更について。地方自治法286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。

[以下、議案条例文を朗読]

○総務課長（神憲彦課長）本議案につきましても、議案第54号と同様、上湧別町と、湯別町の合併に伴い、変更を行うものとなっております。よろしくご審議のほどお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第56号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総

務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第５６号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法２８６号第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。平成２１年９月１７日提出、町長名でございます。

〔以下、議案条例文を朗読〕

○総務課長（神憲彦課長）本議案につきましても、先程ご説明申し上げました議案第５４号及び、議案第５５号と同様合併により変更を行うのとなっておりますのでよろしくご審議のほどをお願い致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。ここで休憩と致します。なお、午後の開会は１時と致します。

１１時１９分 休憩

１３時００分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第１３、一般質問を行います。はじめに町長に対して一般質問を行います、通告順に順次発言を許します。３番、高田議員、「沼田町における、小中一貫教育の可能性について」を質問して下さい。

○３番（高田 勲議員）はい。３番高田であります。６月の第２回定例会以降、残念ながら来年３月で閉校になります沼田高校の跡地利用を含めて、教育施設の再編論議がなされてまいりました。町と議会の間でも４回に亘り全員協議会が開催され、多くの意見が出されたところでもあります。現在町が考えている再編案は、先日の住民説明会で町民の皆様に提示されたところでもあります。私の質問の件名は一貫教育の可能性ですが、まず最初に通告書の２番目の一般町民が構成した教育施設整備検討委員会の報告、そしてこれを受けて町職員で行った教育施設再編検討委員

会の差について、質問したいと思います。

町にとって重要な案件について、その方向性を決定するとき西田町長は庁舎内によく検討委員会を設置されます。また、案件によっては町内有識者からなる検討委員会を設置することもあります。この手法は広く町民の意見を聞き、民意を町政に反映させるようにする、西田町長の政治姿勢であり、大いに好感が持てるものだと思います。しかし、今回の検討委員会、二つの検討委員会の報告、そして、先日町民に示された再編案を見てみると本当に整備検討委員会の民意を汲み取ろうとしているのかいささか疑問を感じざるを得ません。町民有識者からなる教育施設整備検討委員会は整備に当たって、多くのヒントとキーワードを我々そして町に与えてくれました。一つは耐震化による安全と安心。二つ目は利雪によるエコロジー、省エネ。三つ目に教育レベル・環境。四つ目に地域コミュニティ。そして五つ目が子育て支援。六点目にスポーツクラブの推進。七点目に多機能でコンパクトな一体型の校舎。これが七つのキーワードであったと言う風に思います。

しかし、町職員が作った、町職員が行った教育施設再編検討委員会の報告と、今回町民に提示された案にはこの民意がどれだけ反映されて、反映されたのでありましょうか。耐震による安全、安心だけであります。あとは実行ベースで学童保育機能を持たせ、子育て支援が盛り込まれるのを期待するだけの、何の特色もない再編計画に落ち着いてしまいました。まさに、検討だけさせて実行計画は役所主導で行う、旧態依然の仕法となってしまったわけであります。検討委員会のメンバーには説明を行い理解を求められたようですが、町の財政のことを言われると、何も言えなかったとういのが検討委員の皆様の共通した感想だったようであります。検討委員会が長時間、しかも手弁当で我々に与えてくれた七つのキーワードの内、一個ないし二個しか汲み取れなかったこと、これなら最初から役所の職員で構成する検討委員会だけで検討しても、同じ結果になったのではないかと思うのですが、このことについて施設設置者としての西田町長の思いを伺いたいと言う風に思います。

二点目に小中一貫教育について、町長の考え方を伺いたいと考えます。町と議会との4回に亘る全員協議会の中で、町から提出されたペーパーには一体校あるいは一貫教育を否定する意見が非常に多く見られたように感じます。元々は、小学校と中学校とカリキュラムを効率化させて児童、生徒の学力向上を目標としている小中一貫教育であります。特区に指定され校舎一体校で実践している学校からは、中1ギャップの解消、あるいは不登校児童生徒の減少など多くの成果が報告されております。

今提示されている案ですと、小学校と中学校がすぐ近くにあるとはいえ、道路を挟んで設置することになります。一般的に非常に小規模校に向いているといわれる校舎一体型の一貫教育は、今後我が町ではどうも実現することはなさそうだなと言

う風に今思ってます。

町長は一体型校そして一貫教育、またこれらを併せた校舎一体型の小中一貫教育に対しどのような見解をお持ちか、また小中一貫教育を今後推進する用意があるのかを伺いたいという風に思います。

三点目、次に松田教育長にお伺いしたいと思います。教育委員会が毎年発行している、沼田の教育には平成8年より沼田町一貫教育の推進協議会が設置されているとあります。十数年に亘る活動でありますので、多くの成果があったことと思います。何年前からでしょうか、毎年その項の最後には一貫教育の充実を図っていきたい、と記載されております。一方で先程から出てきている教育施設再編検討委員会、町職員で行ったものでありますが、こちらの報告書では小中一貫教育についての具体的論議はなされていない、あるいは小中連携に関する明確な目標設定がない、とはっきり報告されております。松田教育長そんなことはないですね。幼稚園が、幼稚園から小学校への円滑な教育の移行は大きな成果となっている、という風に沼田の教育には記載されております。幼小で上手くいってるのであれば、小中ではどうなんだろうか、考えるのはこれは当たり前のことであります。次のステップを考えるのは当然のことなんです。教育行政を預かる長として再編検討委員会の報告書についてどう思うのか伺いたいと思います。仮に報告書の内容が当たっているのであれば、今後一貫教育推進協議会にどのような機能を持たせたらよいとお考えか、また今のままで良いとお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、先に1、2について町長から答弁をお願いします。

○町長（西田篤正町長）ちょっとあの、確執してるといいますか、誤解をされてるんでないかと思えますけど、私は決して一貫教育を否定しているもんでもありませんし、拒否してるわけでもありません。

冒頭申し上げときますけども、沼田の一貫教育を提言したのは私が教育長の時でありましてですね、平成8年ってなってますけども、実際に教育行政の執行方針で皆さん方、議会の皆さん方にご提言申し上げたのは平成7年の執行方針の中でうたい上げている訳であります。これまではそれぞれの教育長がですね連携教育についてはうたってますよ、中高の連携教育、それを更にこういう風に私は書いております。

次に一貫教育の推進であります但来学校間、あるいは教科別など大きな成果を収めておりますが、本年度は生涯学習推進の観点から体系を明らかにする検討委員会を設置して、体験学習ボランティア活動など含めて広く一貫教育の体系整備を行い教育の振興を図ってまいりますというのが、私の平成7年の執行方針であります。私は6月に変わりましたのでその後のことは十分承知をしておりますけれども、勉強のために平成8年以降の行政執行方針、教育行政の執行方針を見させていただき

ました。平成8年にはですね、生涯学習の観点に立った体系的な推進計画を樹立して実践段階へ移行しますという風にうたっています。それ以降平成9年からですね11年までの間には同じように体系的な学習を展開したい、各領域でですねそして11年以降、12年以降は教育行政の執行方針には一貫教育は一切うたってません。ということは手がけたんですけども、手がけてはいるんですけども中々そこを打開、打破できないでいたんでないかなと、これは私の想像ですよ。それはあの、一貫教育一体教育って言ったてそう簡単にできるものではない、これはあの議会の全員協議会でも申しあげましたように、それぞれの体制を組んで先生方の理解を得て、あるいは地域の皆さん方の理解を得て初めてそれができるものであってですね、今教育委員会がそこまで到達していないということの考え方がもしあの、あるとすればですよ、それは町民的な盛り上がりがなかったことも原因でしょうし、学校間のそういう意識のまだそこまで到達していないということも大きな要因だろうと言う風に思います。

したがって、学校の先生の間には一部そういうものに対する認識っていうのあったかもしれませんが、私は平成4年から教育長やってまして、この教育行政の執行方針をですね各教育、校長会、教頭会がそれを受けて平成7年度教育行政執行方針を受けてと言う事で先生方に通知を出していただいたのがこれが初めてです。恐らくこの年が最後でその後もないと思いますけども、その中に経営視野の拡大に努めるという風に大きな項目がありまして、その4点目に幼小中高の一貫教育の推進を図るといふ、これは校長会、教頭会もそういう方針を掲げたわけでありまして。それに従って8年度にそのなんて言いますか推進委員会っていいですか、そういう検討委員会を設置して動きましたよということの報告だろうと言う風に思いますけども。

重ねて申し上げますけども12年、11年までの執行方針にありますけど、12年以降については教育委員会の執行方針にはそういうものが書かれていないという事は、やはり取り組んで見てるんですけども、例えば今お話のあった幼小の連携、あるいは中高の教科連携、そういうものについての連携はできるけども、本来の一貫教育は中々難しい、そういう判断の基に慎重に今検討しているんだろうと言う風に私は理解をさせていただいております。従って私はあの第1点目の質問に対してはですね、推進があるかないかということは、これは教育行政は独立の機関ですから、教育委員会が学校あるいはPTAと相談をしながらですね意見を聞きながら、教育の重点と言うことで上げてくるのであればその町も後押しをしましょう、あるいは町と教育委員会たまたま先般この問題で意見交換をさせていただきました、PTAの会合にも植木委員長の出席をいただいております。その中で強くそういう認識、意見もあった部分がありますので、それは明年に向けて教育委員会としても十分検

討してくださいと、私どもとしてはそういう重点項目についての予算の支援はしますよと、そういう話し合いまで今進んでいるところでありますので恐らくこの後明年に向けてのですね、教育委員会の予算編成、あるいは教育行政の執行方針の中にはそういうことがうたわれるような、検討が加えられてくるんで無いかな、そんな風に思っております。

私どもは今あの、例えば学校の校舎を建て替えるとかそういう大きな投資をする時に、建物は出来たけど中身が伴ってこないというようなことは中々これは住民の皆さんの感情として許されるものではないという風に思っております。一体校舎を作りましたよ、一貫教育を進めますよ、だけどまだ体制が出来てないんだよなって、そういう事では住民の理解っていうのは得られないだろうと、しかも、私はですねこういうその、一貫教育ですとか、一体教育というのが過去に例えば教育長に対する質問の中、あるいは委員長に対する質問の中にそういうものが多く議会からも論議されてるんなら別ですけども、そういう論議がほとんどなかったという風に私は認識をさせていただいております。ですからまさに今回のこの学校の再編がその論議をするきっかけになったのかなというそういう風に思っておりますから、恐らくこれが早くても5年、遅ければ10年以降にその、どういう風にしてその一貫教育を沼田の中で定着をさせるか、こういうことの論議が今始まるんだろうと私はそう思ってます。確かにその理想として掲げる点については私ども、私も実際に理論的に考えたわけでありますから、そういう考えがあるということの表現は出来るかもしれないけれども、実態としてはなかなかそういう実態にない、なっていないというのが本論でないかな、そんな風に思いまして私はこの検討委員会の町ですね検討委員会の考え方に同調させていただいたわけであります。

それからあの施設の検討委員会とそれから町の検討委員会、副町長を筆頭にした委員会との意見の差と言う風なお話ありました、それと併せて広く町民の意見を聞いてそれを無にしたんでないかという考え方でありますけども、それはそうではなくてですね、私どもはやはり町民の皆さんの代表の皆さんの言った、検討していただいたものを受け止めまして、町の財政力あるいは人口の規模、今の現況そういうものを把握しながらいったいどういう形態のが理想なのかと言うことを逆に検討していった結果、中学校の跡地を小学校で使う、これは地域性も考慮した関係があってそういう風に結論を立てました。だけどそれにこだわることなく、再度いろんな意見をお聞かせいただいた中で最終的に今回の提示をさせていただいた、高校には中学校、小学校はその場所に立て替えますよ、そういう意見の決定をさせていただいたんでありまして、決してその検討委員会、民のですね検討委員会の意見を見做したわけじゃなくて、むしろそっから提言されたものは、これからの小学校の改築、その中で十分その基本設計の中に生かしていくということは、意見交換の中でも申し

上げておりますので、それは無駄だということではないだろうとそんな風に思っております。

ですからもう視点がですね極端に言いますと、検討委員の方委員長も始め、松田委員長も始めですね、いや私達はあの理想の追求をさせていただきました、夢を語らせていただきました、ですから町が財政的に難しいって言うのであればこれ以上何も言う事はありませんよという、お話をいただいたところでありますけども、再度やっぱりその意見を調整するために検討委員長も出席をいただいてその説明をさせていただいたんですが、その折には現状最良の方策はこの方策ですねということを理解をしていただいたと言う風に私は思っております。

したがって何回も言うようでありますけども、その検討委員の皆さん方が積み上げてきたものを全て無視したということじゃなくて、できるだけ多くのことを拾いあげようと、すくい上げようと言う考えはこれからも続けますけども、今の町の財政状況からいってそれは非常に難しいですよ、そういう判断でありますのでご理解をいただきたいなど、従って出発点がですね、要するに何の制約もない中で論議をして物事を作り上げてきたものと、一定の条件が町にはありますよということで検討するのとは、おのずとこの差が出るというのは当たり前のことでありましてね、その折衷案をどこで求めるか、このことを私ども重要視してそれぞれの団体の皆さん方と検討、協議をさせていただいたと、そのことをご理解をいただきたいと言う風に思っております。

結論的に申し上げますと、今後のその推進する用意があるかないかということについては、これは教育委員会の考え方をしっかりと確かめながらですね、明年以降の中で考えていきたい、そんな風に思っておりますし、この民意を反省して、反映させていないという事については、十分民意をお聞かせいただいた中で町としての基本的な制約条件を入れて、検討を加えて今回の結論になったということをご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、3番を教育長。

○教育長（松田剛教育長）はい。今ほどの町長から話ありましたようにですね、平成7年にこういう形で沼田町一貫教育検討委員会ってことで設置されて、実際には平成8年からスタートと、で実際最初の目的はそういう形で、今ほど町長言われたとおりなんですけど、その中でその後いろんな検討委員会の中の、ごめんなさい、一貫教育推進協議会の中で種々検討してきたんですが、なかなか思うように進まないということで、平成15年にですね改めて一貫教育推進協議会でどういう形をすればいいかっていうことで、どっちかって言うと高田議員さん言われるような形でなく、連携、一貫教育って言うよりは連携教育ってことで、幼稚園から小学校に入りやすい、それから小学校、中学校との連携、それから中学校と高校の連携って形で

いった形がずっとこう、平成15年からきております。

私も教育長になってから、確かに今言う一般的に最近言われる、一貫教育ってのは定義としては2つほどあると思うんですよ。特定の教科をですね正直言って、幼稚園から小学校、中学校、高校まで進めていくっていう一貫教育と、それから先般、総務文教常任委員会が視察研修されたのは小学校、中学校9年間を、ま、例えば小学校の低学年4年間を小学校の形でやって、その後2年ないし、3年を中間教育と、最後は中学校2年生3年生、今で言う2年生3年生を高校進学に向けた、こう教育って形になってくるのかなって感じしますんで、当初そういう形で色々してる中で、私どもの町は、私が教委長になってからなんですけど、どっちかって言うと一貫教育よりは連携っていうことで、正直言って高校、中学校の公開講座ですとか、先生方のこう連携も十分やってきたつもりですけど、今回高校の募集停止に伴って、来年度以降もしこういう形で高校、小学校が隣接する場合にですね、改めてスタートにいい形で持ってくるのかなって感じしていますんで、色々学校とも打ち合わせしますし、それから管内の教育長の連絡会議なんかでよく勉強会があるんですが、中々今の言う1番目の一貫教育、それから2番目の校舎の連携教育って形で正直言って管内でもあんまり進んでない。で、内の管内で一貫教育でやってる例としては三笠にあるただ1校だけだということで、形でありますんでこれを機会にですね是非そういう形で一歩進んだチャンスだと思いますんで、そういう形で是非再度進めて行きたいなって感じしていますんでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）あの、整備検討委員会への答申の仕方の話がありましたけども、松田委員長さんの方から我々は理想を言っただけだっていう話があったんですが、今回の教育施設の再編に関して、確か全員協議会7月の9日だったと思いますけども、シュミレーション、財政シュミレーションの資料をいただいております。あれを見た時にですね、町の財政考えた時に20億円以上の金額を投入出来ないってことは事前にこれ予測できただろうと言う風に私思うんです。だったらだったなりにもう少し、整備検討委員会の方にはオーダーの仕方があったんじゃないだろうか、出来もしない7分の1しか実現してもらえないような、キーワードをわざわざ一生懸命時間をかけて残してくれたんです彼らは、最後は納得していただいたようなんですけども。20億円しか投入できないと言う事は、小学校と中学校の2つの学校をそれぞれ新築するような事は最初からこれは出来ない。あるいは町が言っているような、グラウンドも体育館も2つも持った、2つずつ持った一体校を新築することも20億円では到底出来ないはずなんです。沼田、現在の沼田高校の校舎を中学校として利用すること意外に費用を20億円以内に収めるって言う事は出来ない。最初からこれ出来上がってる出来レースなんですよ。

さっきも言いましたけどもこれだったら最初から、役所の職員が一本でやっても同じ結論にしかならなかったんだらうな、町が投入できるお金から考えた時、沼田高校の跡地を中学校にすることは既成の事実だったんでないかと思いますけども、町長にこの辺に対してのコメントをまず求めたいという風に思います。

後ですね、小中一貫教育にはですね、ご存知だとは思いますが、釈迦に説法になりますが、校舎一体型というやつと、併用型というやつと連携型と言うやつと三つあるんです。あの昨年総文の委員会では東北にある一体型の一貫校を2校視察させてもらいました。両校ともですね沼田町とほぼ同じ規模であり、それぞれのところに私たちは数時間しかいなかったんですけども、その数時間の間に児童、生徒が非常に生き生きしていることと、そこで働いている先生達がですね非常に自信に満ち溢れた、満ち溢れているなということを垣間見ることができました。

今、学校施設のですね再編しようとしているときに、将来の沼田を託す子供達にですね、どんな教育環境を残してあげれるのか、今考えられる、可能性のある出来る限りのことをやっぱりしてやるのが僕らの、我々の責務なんじゃないかなと言う風に思います。

昨年っていうか、昨年度の総文の所管調査の中でもですね、将来的に一貫教育も視野に入れる、一体校の話も触れられております。

あと、7月9日のですね全員協議会の時には議会として、の意見としてペーパーで町に提出してると思います。現沼田高校の西側に用地を確保してそこに学校を建てたらどうだろうか、町側から色んな提案事項、こうところが出来ないよ、こういうところが出来ないよという事があるんですが、それに対しても全部ではないのかもしれないけども、代替案を議会としてペーパーで提示してる。そして、今後の対応への要望、これは要望だったので聞き入れられなかったのはしょうがないですけども、住民説明には議会案も併記して住民説明してくれよと、言う風な話もしています、これは聞き入れられなかったのしょうがないですけども、来年度から一貫教育の論議が始まるって言っていましたけども、5年10年かかるっていう話もありましたけども、私達が見てきた学校は2年間でやってます、2年ですよ、2年でやっちゃったんですよ。だからやろうと思うか思わないか、腰を上げるかあげないかの差だと思います。この辺をもう一度考慮して町長のコメントを伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）けつの方から話しますけども、2年で出来たって言いますが、現実的に北海道全体がそういう一貫教育を望んでるのであれば、それは全道の各地で一体校がですね、一貫校が、一貫教育がどんどんどんどん進んだらうと思うんですよ。これはやっぱり、都道府県のやっぱり差もありますし、市町村の差もありますし、学校間の差もありますし、先生方の質の問題もありますし、それぞれ

やっぱり地域によって違うだろうと思うんですね。私はあの鹿追の方の、鹿追のことを前に聞いたことがあるもんですから、副町長に言って視察をしてもらいましたが、そこは道教委、教育局挙げてその後押しをしてですね、やっとやっぱり出来上がったという一貫校です。それは何故かって、鹿追高校を残す為にやったわけでありまして、今のところは成果があがっているということですが、色々なやっぱり悩みはあるというお話しでした。で沼田の場合も私が平成7年に一貫校を打ち出したと言う事は、既にその頃に沼田高校が危機的な状況に来てるという事は、もう分かってたわけでありまして、それを打破する為にどうしてもやっぱり中高の連携を取らんきゃ駄目だということを強く感じてこれを立ち上げたわけでありまして。当時の一貫教育と言う観点と、今で言う一貫教育とは全くその観点が違うと言うこともご理解を頂きたいという風に思います。

したがって教育長が言った平成15年ですか、もう一回立ち上げたという事ですが、それは過去のやっぱり反省をして、もう一度検討をする必要があるという観点に立って教育委員会としての判断をしたんだらうと言う風に思いますから、それはそれでこれからやっぱりスタートするそのことがやっぱり今、例えば沼田高校の校舎を使って中学校が勉学をやったとしても、10年位のやっぱりその一定の年限が来ればまた改修ということもでてくるだろうと思いますから、その時期に間に合うようにやっぱりその本来あるべき姿のものを検討していくべきだろうと、そんな風に思っております。

したがってあの、さっきも申しあげましたように沼田の町内で、例えばですよPTAがとにかく早く一貫教育をやってくれとか、何故取り組まないんだとか、そういうその声っていうのは今までほとんどゼロに近い状況。ですから、教育委員会、私を含めて教育長過去11年までそう言って来てても、議員の皆さんから一回の質問も出てきてないと言う事はまさにそういう意識だったんだらうと思うんです、レベルが。そのことも理解をいただかなきゃならない、今急に視察をしてきたから一貫教育素晴らしいよ、すぐやりなさいって言ってもこれはスタートだけ出来るものではないと言うことをですね、前々から申し上げておりますのでご理解いただきたいという風に思います。

それからその、先ほどから7分の1、7分の1って言ってますが私も私どもはですから、出されたものを全てもう一度点検をします、基本設計の中で。その中で例えば雪の対する冷熱を取り入れた教室を作るとか、そういう事はいくらでも可能なわけですねこれから、でこれはあの検討委員の皆さん方にも約束をさせていただいてますし、議会の皆さん方にも特色ある学校を作りますよということは言っておりますので、その7分の1の中の何処まで拾えるかと言う事はこれからのやっぱり、それぞれの検討する範囲での事項だろうと言う風に思います。

それとですね、その20億円。例えばですよ、私どもが今あの財政的に厳しいからという事でひとつの案に絞り込みましたけども、住民の皆さん借金をこいてでもやれって言ったらこれはやらざるを得ないんです。ところが大方の皆さんは私ども町が提示をした内容について理解をしていただいた、今の住民説明会でそういうあれ、議会のあれがなかったというご不満があったようですけども、住民の皆さんは議会の広報を通じて全て知ってるんですよ。何の為の広報なんですか、議会の広報で流して住民の皆さん分かってて、ああいう質問してるわけです。私ども敢えてそれに重ねてですね、学校長、それからこの検討委員会、それからPTAこの人たちには議会からはこういうことがありました、議会の広報誌をコピーして付けて説明してます。その中で最終的に町としてはこういう観点から、こういう最終の取りまとめをしようとしておりますという事での、説明をさせていただいてるわけでありますから、手続き上ですね一方的に議회를軽視したとか、議会のその物事を無理やりその横へ置いてやったんじゃないかっていうような、そういうことはちょっと私としては心外だとそんな風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）議会広報を付けて説明をさせていただいたと、それは大変感謝申し上げます。

あの借金をしてでも町民がやれといったらやると町長おっしゃいましたけども、結果的には借金をしてまでやらねっていったわけですよ。で、やっぱり金がさに最後は押されて、検討委員会、全部無視してるわけでないっていう話もありましたけども、検討委員会の話は今の所は耐震化のみの採用になってる、これは絶対、絶対的に守らなきゃいけない約束事だと思います。

あとですね、鹿追町の話出てきましたけども鹿追町って、連携って言うのはあれは確か英語の単教科での連携に過ぎないと思います。あそこの学校はですねカナダのアルバーター、あそこの町はですね、カナダのアルバーター州のストニィプレインっていう町とですね姉妹都市提携なってます、もう20年以上の歴史があります。それでそちらから英語教諭を入れて英語の一貫教育をやってます。

あの、バラバラに学校が、今のままでいくと小中学校がバラバラになるので、校舎一体型ということには当然ならないとは思いますが、今これから直そうとしている沼田高校の校舎、中学校として使うんでしょうが、それが駄目になるのに多分10年や15年にかかるんだろうなって言う風に思います。その時、町の人口がどうなっているのかちょっと私も予測はつきませんけども、鹿追町程度の一貫教育ではなくて、本当に真の一貫教育、本当の一貫教育、もう根っこからの一貫教育をですね、目標にですね是非町も教育委員会も、何年かかっても結構ですから一生懸命計画を練って欲しい、で来年の予算の中にそれらも反映されることを心から希望致し

まして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）答弁はよろしいですか。

○町長（西田篤正町長）鹿追町視察して来てますから、今言ったこと若干違いますから、休憩してちょっと説明しますか。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっとテープ止めてください。

休憩 13時34分

再開 13時38分

○議長（杉本邦雄議長）それでは6番、上野議員、「沼田町経済活性化対策事業について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい、6番上野です。沼田町の経済活性化対策事業についてお伺いしたいと思います。今あのどこの町でも公共事業が減り、雇用が少なくなり本当に色んな小さな業者も含めた中で苦しい時代に入ってきていると思います。その中でも沼田町のこの活性化の事業のひとつの中にこの、町の一般住宅が主なんですけど、リフォーム事業が行われ、本当にあの町民は勿論、町内の業者の方々にとっても本当に想像以上に反響が多かったんでないかなと私は思っております。

このことから町の経済的効果は結構あったと思うんですけど、町で押さえてる数字なり、何かあればお伺いしたいと思います。

またあの、この事業について町民が情報的に知らない町民もおられたかも知れませんが、公正公平の面からも町民の希望に沿う形を取るべきだと私は思っております。確かあのこの事業については予算オーバーした場合については、補正を組むような話も私も聞いておりましたし、それは今回補正を組まないで打ち切り、急に打ち切られたような環境だと思っております。それと、町長の行政報告の中にも引き続き実施する方向と書かれておりますけど、今後町の活性化のためにこの事業をどのように考えて町民にもっともっとアピールしながら町内業者を救うって考えがあるかそのへんをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）質問の中でちょっと私も分からないのは、町民の希望に沿う形というのはどういう形のなのか教えていただきたいと思います。

それから併せてこの質問書に書いてあります、他市のように申請の仕方に、を考ええという事なんですけれども、これについても私どもとしては、今私どもがやっている方法が最良の方法だと言う風に思っておりますので、どういう方法がいいのか、お考えなのかですねお聞かせいただきたいと思いますという風に思います。

効果っていいものは、実際に補助金が今約950万だそうでありまして、総工

事費 7, 300 万ということで、非常にあの当初予想していたよりも申込が多くてですね、予算的に無理な面があったという事でありまして、私自身は足りなかったら補正をしますよなんてことは一度も言った事はありませんし、担当者にもそういう風に言った覚えはありません。担当の方でそう言ったとすればちょっと先走りかという風に思いますけど、そういう気持ちはありません。ただあの既に広報で 22 年度も実施するというような広報が流れているようでありまして、明年については町民の皆さんに嘘を言うわけにはいきませんので、22 年度については本年同様に実施をしていきたい、そんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6 番（上野敏夫議員）町長の今質問の中に希望に沿うってことは、というのはこの予算がなくなったことによってある小さな、いろんな業者がこう町民からリフォームをしたいっていう要望があった中でこう、急にその打ち切られて、言葉悪いですけど早い者勝ちっていうこういう表現になっちゃうんですけど、そのことによってその予算が打ち切られたっていうことで、町民はその補助金を受けられないで今玄関フード、北竜 2 の方が玄関フードをやったり、あれそんなの補助金なくなったのっていうそういう町民がこう、あの予算でいつで打ち切られたのか具体的に分からないような状況でこのもう終わりですっていう、そういう事が町民から見てもちょっと町民の希望に沿うって形になってないんじゃないかなってことと、この事業については特に沼田の工業部会を中心としてるんですけど、この工業部会関係の方ほとんどが職人だと私思っております、職人を、沼田の職人を守る面からとてもよい事業だと思っております。その、その方々がその仕事をやることによってお金、更に人の動きそのことによって町の経済的な効果とても大きいんでないかと思っております。

また、町内の住む一戸建ての住宅が中心になりますけど住環境の面でも整備されることにより住みやすい町になり、地域の活性化にも繋がるのでこの事業を来年度も町長今やられるっていう考えがあるようですが、例えば 25 万円をもっと 5 万円ぐらいアップして 30 万にしたり、更にあのこれを来年でなくともう一年延ばす位の 3 ヶ年、今年含めて 3 ヶ年計画に考えるだとか、この時の私が調べた中では土別市、っていう町は年間 3 千万円の予算を 3 ヶ年で平成 24 年までに事業を継続して、それに不足した場合については補正を組むっていう事でこの半年間で、100 件ほどのリフォームが行われて土別の市民にとっても業者にとっても、とてもいい事業だっていうことをお聞きしましたので、そのことについても町長、金額更に来年度でなくて今後町民が望んでいるのであれば期日を決めるなどして、ある程度町民にもっともっとそのリフォーム事業を推進したらと思うんですけど町長のお考えを伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長） こういう施策というのは誘導策の面が多いわけでありましてですね、いつまでも続けるということにはなかなか難しいだろうと、次から次と違う事業に対するニーズがありますから、相対的にその事業と比較してどうなのかということも判断しなきゃならないだろうという風に思っております。

ご指摘のように希望者がいたけど枠まで、枠がなかったからということでもありますから、ちょっと募集の方法をですね、いつまで申し込んでくださいとかそういうあれをきちっと的確に決めまして、そういう希望を取りまとめた中でやるということも考えていかんきゃならんかなという風に思ってます。

従って明年以降、再来年ですねもう何年か続けてということについてはですね、ちょっとあの私どもとして今すぐお答えするわけにはいきません。その状況等判断しながら全体の予算、あるいは政策的な予算の中を検討して更に住民の皆さんの意見等聞きながらですね検討させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員） 本当にいい回答をいただいたと思うんですけど、私は調べた中では町内業者にほとんど聞いて回りましたら、今既にその来年度に回すっていう町民ちゅうんか、住民からはやっぱりそのペンキ、屋根が中心に多いんですけど大体28戸位既に持っているっていう状態と、私が知っている近くの人でもその事業があるんであれば来年度に申し込みたい、という事になればまた例えば4月1日から受付が始まるとした時に、ある業者の人じゃないですけど4月の1日に受付した時には既に、例えば1戸25万円の助成金であれば40戸で打ち切りっていった時に1日でその予算が使いきるようなあの、ことが起きるような不安材料もあります。このことからもう少し工業会なり地元の企業等中で持ってる数字を町と調べた中でできるだけこう、せめて1年間の受付の範囲であれば補助の対象にするぐらいの事業にさせていただきたいと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 今申し上げましたように、町としてはですね1年間の財源、要するに収入の見込みを見込んで政策的にどの事業を選択するかということをやっておりますんで、でたものを全部すくいますからどうぞいつまででもいいですってこれにはちょっと難しいだろうという風に思います。

従って期限をどういう風につけるか、あるいはオーバーした時にどういう風にするかっていうようなことも、予算の段階で論議をさせていただきまして、十分周知できるような方法で検討させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長） 次に6番上野議員、「沼田町の子どもに対する予算について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。沼田の子供達に対する予算についてお伺いしたいと思いますけど、町の教育予算は町長がある程度、これは国もそうなんですけどある程度権限を持ちながらこう行政が行って教育予算もこうやっているって考えですけど、この教育の予算についてはある程度教育長にある程度年間の何パーセントかをある程度お任せする。というのは現場の教育関係をよく把握しているのは教育長でないかなと、私思っておりますので、そのように、そのように考えがいいのか。

それと、保育園の関係なんですけど、親の所得によって決まる保育料が決定されていますが、国が保育料を無料にするような動きがあるんですけど、沼田町は先に選考した中で保育料を無料にすることによって、沼田に子どもを産む、更に沼田町に住んで例えばお父さんが町外に働くような、子供達が住みやすい環境を作るべきと思うし、更にあの学力向上、体力向上さらに生きる力を身につけるためにも子供達に対する予算を、予算委員会の中でも認めるような考えをお持ちで、か、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）教育予算の教育長に任せれということですけども、これはあの法律上できないということ、法律違反をしてまで私は執行する事はできませんので、法律違反だということが承知でないとすれば今、自治法の何条にあって教育行政の組織及び運営に関する法律の何条にあるとういうのは今お知らせしますけども。それまでは必要ないかという風に思います。要するに予算の執行だとか編成権は首長にあるということをご理解をいただきたいという風に思います。併せて最近の動きとしてはですね、そうなるとは限りませんが、要するに教育行政をやはり町長部局のひとつの部局にしてしまったらどうかという案が今盛んに論議をされています。それはやっぱりあのそうした予算の執行だとかそういう面でのやっぱりこうちょっと問題がでてきているのかなという風に思ってますけども、私としては今の教育委員会体制の方がいいという風に理解をさせていただいてますけども、そういう中でその今法律的にそれを直せと言われてもなかなかこれは難しいのかなという風に今感じております。それはそういうことで別枠でということは、法律上出来ないということをご理解いただきたいという風に思います。

それから保育料をその無料にしないということでもありますけども、これはあの例えば子供手当の2万6千円を今支給しますよね新しい政権は、でそういうそのなんていいですか子供を育てる子育ての部分の全てのこの支援の体制をよくご覧戴いてですね、その中で保育料をただにすることがいいっていうのであれば例えば2万6千円を無くすとかっていうような方法でないと出来ないと思うんですよ財源が。ですから沼田の場合は沼田保育園、社会福祉法人の沼田保育園に委託をして町と国、

道のお金をつぎ込んでいるわけでありますけども、これは近隣に比較してもですね 30 パーセントの保育料減額してるってのはこの辺にないんですよ、それだけのやっぱり優遇措置を取って沼田保育園の経営のこともありますし、お父さんお母さんの負担も軽減するということでやっておりますので、その辺総合的に判断いただいてもし議員がどうしてもこれを無料にせというのであれば、それに変わるこの財源をここで落としてもいいんじゃないかというような具体的な提言を是非お願いをしたいという風に思います。

町としては小学校までの医療費の無料化ですとか、他の町村にない施策もどんどん今やっております。明年は中学校まで医療費を無料化にする制度も考えんきゃならんかなという論語してるところでありますけども、そうした全体のこと、何回もいうようでありますけどもご理解いただいでですね、是非新しい案があればご提言を頂きたいという風に思います。

それからあの、教育予算の関係につきましてはですね、要するに編成権、執行権がないという代わりにですね、教育委員会との意見を聞いて要するに議会に予算を出すときはですね、教育委員会の意見を聞いて首町は出しなさいという風に法律でこれもうたわれてます。従って予算の要求する時に教育委員さんの検討したものを最終的にいただいて、最終的に教育長とやり取りしながらですね、出来るだけの予算の配慮をしてきているつもりであります。ちなみに現在どうか分かりませんが、私が教育長やってる時に聞いたのは、管内、空知管内の中でもやっぱり教育予算の多さってのは沼田は突出してるんですね。これはあの北空知管内を沼田と幌加内これはかなりやっぱり教育に対する配慮が行き届いてるって言いますか、昔でいう正用紙1枚にしてもですね、児童生徒一人当たりいくらとかっていう算出をやるんですけども、そういうあれから言っても非常に沼田の場合は恵まれているという学校の先生方の評価をいただいておりますから、決して教育予算がですね他の町村に、よりも落ちているというそういうことはないだろうという風に私は思っております。

しかしながら先程の一貫教育の論議でありませんですけども、やらなきゃならない事はやらんきゃなりませんので、それはそれとしてやっぱり重点項目を見つけながらですねその予算の措置を図っていききたい、そんな風に思っておりますから、特にこの分野についての予算が足りないっていうようなことがありましたら、それはあの教育委員会、教育長の方にですね言っていただければ教育委員会の委員の皆さん方と論議をしていただいて予算、新しい年度予算の時にそれぞれ要請が上がるだろうと、そんな風に思っておりますのでご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今町長が言われたように幌加内と沼田が大変恵まれている、

予算面で恵まれているという報告受けましたけど、国は子どもに一回ですけど3万6千円、今年10月1日付けで交付いただいてる親が74名でしたか、おられるということもあって、国も結構いろんなことで協力してくれてるんですけど、現実問題北海道のその学力のこといったら申し訳ないんかも知れないですけど、本当に北海道自体が学力、体力、視力、更にアレルギー体質、虫歯等これをどれをとっても全国平均を下回っているっていうことが報道されております。この中でも本当にこのことから沼田町でも同じようなことが起きているように私思っております。さらに教育のその基本事項の一つの中にあのこれは言葉、文章の中で書いただけかもしれないんですけど、現在の教育レベルを維持することっていうこれが一番目にあったんですけど、私はこれは維持どころか、これを学力を向上させるような考えがないのか町長に伺いたいと思います。

また、子ども達を持つ家庭はリストラって言ったら悪いですけど、雇用がなくなって不安定なことから、今はまあ全国的に共稼ぎをしなきゃなくなって、保育園にあずけるようなことが多くなってきてる中、主婦がパートに出ることによってその保育料、その主婦の収入が保育料に影響してあずけられないっていう環境になっております。そして、そういうことから収入に関係のない保育料にすべきと私は思っております。更に子どもひとりのその人間が小さい時から、幼児期、幼児教育から始まって子どもの小さい時の体験するってことは、大人になってからも大変約に立つし、ことから是非沼田の子ども達に感動、感動体験ちゅうんか色々な文化、芸術的なものから是非あの考えると沼田の子ども達も都会にいる子ども達と同様な環境を作ることによって、沼田の子ども達がひとりでもその優秀な子どもが巣立って、なるようにあの、例えばですねバスを年間、何回かこう、沼田の子ども、所得とかそういう親のその財政関係なく、全員がいろんなこう文化芸術に触れるような予算組みをした中で、本当に生の美術館、生の演奏会を本当この沼田にいても感動させられるような、予算組みを組んでいただきたいと思いますけど、その辺もどう町長お考えかお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）保育料を収入に関係なくしたらどうかというお話ですけども、これは逆に収入のない人にとってみると不公平感がでてまいりますからそれは難しいだろうという風に思いますね。一定の基準があって、働いて子どもさんをあずかっている以上はそれに相応する費用として負担していただくというのは、これは当然のことだろうという風に思いますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

それと子どもに対する支援っていうお話ですけども、例えばですね町立の幼稚園、今30人を切っている20人ちょっとの位の子どもでですね、支援を必要な子ども

さんを入れると、臨時の教員を入れると3人の先生で20数人の子どもを見ているのは、これ全国にもないんでないかと思う、それに幼稚園、園長いますからね。これだけの手厚い、しかもその保育園、幼稚園の保育園の保育料もですね、近隣の町村から見るとかなり低い金額で押さえてあるんですよ。実は去年、一昨年くらいですか、少しあげれっていう風にいったんですけども。今のところまだ据え置いておりますけども。この辺から見ましてもですね、これだけ手厚いあれをやってるちゅうのは中々ないだろうと、それからあの小学校の低学年については町の費用で臨時の教員を1名、まさにその学力向上のために配置をしてるんですね、TTをやらす為にやってるですけど、これだってそう全ての町村がやってるわけではない。そんなことの、私はですよ、私はそういう効果があって教育長に聞いたところ、沼中の生徒の成績は管内でもかなりレベルが高い、だから沼高に来る生徒がいないんだっていう話を聞いたことがあります。残念ながら実態がそうだったんだそうです。旭川ですとか滝川ですとかですね、かなりのレベルで入ってけるだけの能力のある生徒がいるということですから、これはやっぱりその基礎的な幼稚園だとか低学年の小学校の時のそういう教育環境が生きてきてですね、今のその状況が作られてるんかという風に思っただけで財政が苦しいですけども、その辺については予算査定の中で我慢をして、予算配当させていただいているのが実態だろうという風に思います。

それからあの、芸術文化ですとか、体験学習だとかそういう面についてはですね、これは教育委員会の方でそれぞれ必要な事業の予算要求をされておりますので、今の議員のご意見を教育委員会の教育長も聞いておりますから、相対的にまた検討いただければとそんな風に思っております。

特に体験学習、これはまた自慢することばかりであれですけども、例えばカナダのポートハーディに中学生を派遣するなんていうのは、これも管内的にも全道的にも恐らく珍しい事業だという風に私は理解をさせてます。高校生を対象にして一般の方も含めてやったの、高校がなくなるということで、必然的に中学校に落ちてしまいましたけども。本来そのこと自体もやっぱり町として思い切った事業をやってもらってるのかな、やってるんだなという風にご理解、是非頂きたいなそんな風に思います。

それとですね、例えばスクールバスの話がありましたけども、北空知管内でもスクールバスは学校の通学以外には使わせないっていうところがあります。うちはほぼ、学校、小中学校についてはですね、中体連ですとか小学校のそういうその学校の学芸連盟だとかそういうところの主催するものの事業については、すべて無料でバスを出してます。それから見学旅行もそうです、見学旅行は本来父兄がこれバスの借り上げ料から全部持ってやる事業なんですよ、皆さん方学校行ってる時そうだったと思いますけど、今はバス代この町営バス使いますからただなんですよ、

それがもう日常的にもう当然やってくれるんだ、やらなかったらおかしいんだって
いう考えになってることはですね、私どもとしてはそれ自体が変だと、ですから盛
んに予算査定の際に財源が最後なくなってきますとね、バスはそういうことも出す
なと、というところまでいくんですよ、まあけど今更やめたらこれ大変なことにな
るなということで、また元に戻るんですけども、そうした思いでやっぱり子ども達
のためには最大限配慮をさせていただいています。

是非足りないという事があればですね、具体的に先ほどもそうでしたけども、教
育委員会なり、私どもの方の副町長にでも結構ですから、そういうご意見を言っ
ていただいてですね検討をさせていただければという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今町長の言われるように優秀な子ども数いて、更にカナ
ダに体験させたり、小矢部に行ったり色々な体験は沼田町の子どもはしてるって言
い方なんですけど、でも私から見ると上の方を見ればそうなんですけど、行きたく
ても親の予算の関係で行けない親もいる、現実問題その学力が向上しない子どもも
いる、できるだけやってるのは分かるんですけど、やっぱりそのみんなその親の収入
関係なくこう色々なことを学べるような環境に作っていただきたいと思いま
す。

それにあの、先程町長が言われたように本当に色々な体験をこう前向きでこう回
答いただいたちゅうこと、本当に大変ありがたく思っておりますし、今後とも沼田
の子ども達のために色々なことでこう支援をして、夢の持てる沼田の子どもになる
ような政策をしていただきたいと思いますし、今あのカナダに行きたても行けない
子供について、更に小矢部に行けない子どもについてどこでどのように救ってい
くかそういうことは、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ポートハーディについてはですね、これはやっぱり受け入
れる側のポートハーディ市の関係もありますんで、何名何名という事は申し上げれ
ませんが、交流協会もですね最大限努力をいただいて建設業界ですとか、色々
な関連する団体の支援をいただいて、ひとりでも多くってということで今やってい
ただいておりますんで、そうした方向で十分話し合いをしながらですね、来年はこ
ちらから行く番ですから、どの程度の派遣をするか最大限努力をさせていただき
たいという風に思います。小矢部についてはですね、これは聞いた話で確たるあれで
ありませんけど、希望の生徒がいらないというのが現実のようであります。という状
況で今年もなんか教育委員会の方苦労したというのような、対象学年を下げてその
確保したという話を聞きましたんでね、現実的におしゃられるほどその子ども達が
そんな意識がないということもご理解いただきたいんですよ。ですから町も教育委

員会もそういう面では一生懸命やってるんだけど、親の意識だとか子どもの意識がそういうところにはないということも理解をしてもらわないとですね、どんどん枠を広げればいいということでもないだろうとそんな風に思っております。ですから明年以降ですね、小矢部市との交流もどういう方法でやったらいいのか、十分検討してくれということで教育委員会には今話をしているところです。現実はそのような状況だそうであります、向こうのロータリークラブの要請にも応えるためにも、簡単にやめるわけにはいかないんですけども、現実にはそういう事態もあるということもご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に5番絵内議員、「就農支援実習農場について」を質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。それでは就農支援実習農場についてと題して、イとしてセンターでは椎茸栽培、牛の飼育及び畑の作物、またそしてイチゴ等をですね実習されていらっしゃると思います。ところがあの牛の飼育が十分されていないように感じておるのが事実であります、と申し上げますのは今年の8月末に堆肥をもらいに行った時のことなっておりますけれども、それぞれ担当者の方がちょっと色々と事情があってリフトでこれなかったものですから、たまたま牛舎の方を回って見たところ、それぞれ牛舎の中には牛糞が30センチも40センチも溜まっている、そんな状況で実際にあったのが事実であります。で、たまたまその担当者にお聞き致しますと、4月から五ヶ山模範牧場が支援農場に移管されてから4月から1回も牛糞出してないという状況であります。なぜ出せないのかという風にお伺い致しますと、その時間をいただけないんだそうであります、でそのような状況で牧場の牛の飼育がなぜ上手くいくのか非常に懸念を申し上げるところであります。で確かに非常に椎茸の栽培に置かれましても、経営的には非常に厳しい状況である事は事実でありますけれども、どうも、ひとつの風の便りでありますけれども、椎茸栽培の方に焦点が置かれまして牧場に対して、牛に対してはあまり力が入れてないんじゃないのかなと、そんな感じがして仕方ないのであります。

そんなようなこと等がありまして、非常にこのような状態では沼田町の牛がせっかく非常に評判もいいわけでありまして、沼田町の牛も名人という名号も受けての市場での取引されているのが現状でありますけれども、今雪印から肥料等購入してるわけでありますけれども、あんなような飼い方しとったんではそれこそ沼田の評判が落ちて段々駄目になってしまうということも、たまたま別の酪農家の所に行ってたまたま言っておられたのを、たまたま聞いたんですけども。そんなような状況であります。確かにそういった風にしてし尿を出すのは農場の責任者の方がそんな風に言われてるのかな、そんな風に感じ致しますけれども。確かに椎茸のその経営をプラスに持っていくべく指令を受けて取り組んでいらっしゃるその姿勢は高く評

価値が出来ますけれども、牛はそんな手をかけないでもいいようになっていくようなことにはならないと思うんです。

少なくともやはりそれぞれ、最大限の努力をしていただかないと、やはりそんなりっぱな牛の肉質の良いものがないわけでありまして、それでこの頃になってやっとなんか堆肥っていうか牛糞を出したそうではありますけど、まだ全部は綺麗になっておりません。現実にはまだ40センチからの溜まったそんなぐちゃぐちゃの中を牛が育成牛のところでありますけれども、ぐちゃぐちゃと踏んで歩いてそんな状況の中に、それこそ人間の奴隷のようなそんなような状況下で牛が飼育されているのが現状であります。そんなことを見た時にやはり、椎茸も大事でありますけれども、牛の方も大事でありますのでそういったひとつの運営にあてっては責任者の方にもよく理解をいただけるべくそのひとつの方法を取っていくべきだと、そんな風に考えますけれども町長のご見解をお伺いしたいとそんな風に思っております。

またあの次に口でありますけれども、有機のトマトについてとありますけれども、本年、先程午前中町長の方から天候関係についても6月、7月の天候等の不順により農作物も非常に悪いよという状況下で説明をいただいておりますけれども、その通りでありまして、本年有機トマトの目標も4トンの目標に対しまして本年は1トンしか生産されておられません、一般のトマトも私達も作らしていただいておりますけれども、90トンの目標に対して60パーセント、65パーセント位になりましようかまだ分かりませんが、今はまだ糖度5度以上についてはととるわけではありますけれども、そんなような状況下ではありますけれども有機のトマトの今年の対応についてですねどのように考えているかその辺の町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）1番目のですね牛の関係、これはおっしゃるとおりもしそれが本当の実態がそうだとすれば、大変なことですね、ですので早急に実情を調べて対処させていただきたいという風に思います。確かに実習農場にしている子どもさんがですね、今は5名になりましたけど、2名あるいは3名ということで少ない中で椎茸の栽培に主体的に置いたという事は、私どもは子どもをの事を理解したんですけれども、まだあそこには町の職員が2名いるわけですから、全体の中でその部分をカバーできないという事はありえないという風に思うんですね、ですからこれは早急に実態を調べて対処させていただきたいという風に思います。

それから2番目のトマトについては、本当におっしゃるとおり私どもも残念な残念ながらですね、今非常に好評を得てて言いますかトマトジュースの有機トマトが非常にいい値段で売れてますし、注文も結構来てるんですね、それで去年は同じ

面積 20a 作付けですけれども、7,032kg を収穫したという風に報告をいただいておりますが、今年は1,211という事で約7分の1弱、なってますねこれはあの全体にそういう状況だという事でもありますから、やむを得ないのかなと思ったんですけれども、今年度の状況等を踏まえながらですね普及センター等の指導をいただいて、肥料の問題ですとか様々な問題があるかという風に思いますので、改良できるところは改良してですね、明年に向けて体制を作って行きたいという風に思います。どちらにしてもやっぱりトマトジュース、有機のトマトってのが非常に人気があるっていう事でもありますので、むしろあの生産量増やしたいというのが私どもの意向でありますので、十分反省をさせていただきながら対応をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）はい、有機のトマトについてちょっと始めに2回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、行政っていうのは本年の予算は本年でないと駄目よって部分が僕は見え隠れしてると思うんですよ。少なくとも有機のトマトっていうのは、普通一般のトマト作るよりまだまだ難しいの事実なんですよ、実際に。そういったことを言いますと釈迦に説法で大変失礼かと思っておりますけれども、それが現実な訳であります。で、少なくとも有機のトマトを作るったら、明年どこに作られるかそれぞれ計画あるんだと思っておりますけれども、そこを一回も耕起していない、一回も何の手当もしていない状況で明年度なってからそんなところ起こして有機ですよって言うてみたところで、全然そんな上手いが出来ない訳がない。基本的に今の内に、本年の内にそれぞれ堆肥を入れるなり耕起するなり、水はけが悪ければ暗渠するなりの方法をやって行かないと駄目だと思うんです。

本年の有機のトマトを見ましたら、確かに7月の天気悪かったの事実であります。そのことは私達一般のトマトジュースのトマトもそうなんですけれども、トマトも植えてあるその、水はけの悪いところなんですけれども、人間がぬかるような状態でそんなところに植えといて採れるわけがないんです基本的にですね。

そんなことを考えた時に、明年のやる所に今年の予算ないから駄目って言われれば、それはちょっと違うんでないのかなって思うんです。少なくともそういったひとつのことに對して、少なくとも本年度内中にもう今ではもう既に9月も中旬以降になりましたんで、遅い時期なんですけれども、少なくともそういったものに対してはお盆前に全てが完了してるぐらいでないと、明年度の有機のトマトってそんなことには絶対ならないと思うんです。全く行き当たりばったりの農業に対して全くど素人としか思えない状況だと思うんです。そんなことを考えたときは是非今からでも間に合う分についてはそんな辺の手当、また対応策をして是非今町長の答弁の中にありましたように、非常にトマトの体質も評判がいいもん

ですから、それに対してお客さん大変多いんですけども、本年1トンしか無いもんですからそれぞれ担当者はみんな、それぞれの業者の所に行って今年はこれしか採れなくて品物ないんですって、いう風にみんな謝って歩いてるのが現状であります。そんなことを考えた時本年はたまたま去年が在庫がっていうか、在庫が多かったために総体的に20パーセント以上総体本数を減らさせて植えさせていただいたのが事実であります。

私達も一般のトマト植えとるんですけども、去年の植えてる本数総体本数よりは20パーセントから中には30パーセントも減らして、在庫が多い多いって言う議員各位やらそれぞれ皆さん方から言われた場合において、やはりある程度減らさざるを得ない部分がある、で私は少なくとも農業っていうのはその年によってどんな風になるか分からないから、ある程度植えとかないと駄目だっていうことよく言ってたんですけども、在庫、在庫、在庫って言われるもんですから、当然こういうことも実際に私初めから予算編成の段階で色々言わしていただいたんですけども、本当に悪い、天候悪いのは実際なんですけども、そんな状況になってしまって非常に残念でありますけども、どうかひとつ明年に向けてはこれから出来ること前向きに取り組んでいただいて、そしてやはりお客さんにニーズにお答えできるような最大の努力を是非進めていただきたい、そんな風に考えてるところであります。

それであの、牧場の関係でありますけども、たまたま私も農家の皆さん方も牧場に堆肥については、それぞれすり糠ですね、それぞれ粉碎すり糠持ってて、その何分のいちかをそれぞれもらうっていうような、そんなシステムなっとなるもんですから、牧場の方からすり糠なくなったからなんぼなんぼ、何立米運んでくれよって言い方されますんで、私達もそれに対してそれぞれの農家の皆さん方がやりくりをして、そしてすり糠運びに行って運んでるわけですけども、いざ今度その堆肥を取りに行こうと思ったら、たまたまあんまりいうと個人的な個人攻撃みたいになるんで本当は言いたくないんですけども、たまたま責任者の方は午後3時から引き取ってくれとそういう言い方なんです。何故なのかって聞きますと椎茸の仕事が忙しいから8時半からですか今椎茸仕事やってるかと思うんですけども、3時頃になったら大体終わるから、それでその臭いがパックの中に入るから堆肥は運ばないでくれって、触らないでくれっていうような、そんなひとつの話もあった風に聞いております。

私達にしてみればそれぞれ中には車をリースで借り上げてそして堆肥運びに来てらっしゃる方もおるわけであります。午後3時から運びに来てリースで借りて何故採算が合うんですか、そんなこと言うこと自体がどうも焦点がずれていらっしゃるんでなかろうかなとそんな感じがしております。

確かにあのそんなような状況でしたら私達農家でひとりとして、牧場のなんか運

んでくれないかと言われても私達ははっきり今の状況でしたら協力できないなって感じしております。みんなそれぞれやりくりしていただいて、協力があってこそ実際に堆肥なんかについても、関連があるからいうわけですが、そんな風にして取り組んでるわけでありまして、そんなようなことが現状であります。そしてまたあの非常にその牧場に対してですか、責任者の方も非常に椎茸に対して非常にご熱心であると思うんです。

別にあの人がどうだとかこの人がどうだと言いはしませんが、やはりどうもその焦点が椎茸の栽培の収穫の方に焦点が置かれてるそんな部分があります。そのためにそんなひとつの色々とひずみが出来てるのは事実であります。そんなようなことを是非改善して、皆さん方がやはり楽しく働ける場所にしていただきたいもんだと、そんな風に感じてございます。

現実には今椎茸の仕事の内容等のそんな風に見たときに、牧場の仕事も、その仕事に対しては初めから予定に入れてなくて、でその担当のものについては休みになっております、ところがやらざるを得ないものについては休みのときに出て行かないと行けない、そんなひとつの現実になっております。でそんなひとつの現場の声っていうのがどうも途中で切られてしまって、宙に浮いてしまって町長の方に実際に流れてないんでないのかなと、そんな感じしております。決してそのあの人がどうこうといい方するわけでありませんが、やはりそんなんであっては駄目だと思うんですよ。少なくともやはり働いてる皆さん方だって仕事嫌いな人誰もいないんですよ、苦労は苦労と思わない人ばっかりなんです。でやはり楽しく働けるそんな職場にしていけないといけないと思うんですけども、そういったことに対しての町長のお考えお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）色んなご指摘をいただきまして、十分私も承知していない部部がかなりありますんで、今月あの議会終わりましたらですね各課から色んな状況等の確認をする為の会合をやる予定しておりますから、その中で改めて確認させていただきますけども、議員さんおっしゃること分からんわけじゃないですけども、中にはですねやっぱり自発的にその自分の仕事をしようとする方もいらっしゃるんですけども、その辺のギャップがやっぱりかなりやっぱり大きい面もあるんじゃないかなそんな風に思っておりますんで、そうしたことを解消する為に4月から農業振興課に職員をひとり特配で、特配って言いますか置いてるわけでありましてね、ですからその辺農振の課長もおりますから、十分皆さんのその絵内議員のおっしゃることも理解をしたんだろうという風に思いますんで、課の中で十分論議をいただいてですね、やはり改善するところは改善し、それから何のためにひとり増員になって配置になってるかということを理解いただいて、そういう努力をしてもらうよ

うに私どもの方もそういう努力するよう、私どももそういう努力を喚起したいそんな風に思っております。

お願いですけども議会の場所というよりも、むしろあの現場の担当課に来ていただいて、どんどん言っていただければ即改善できることもありますんで、是非あの娘さんの旦那もいらっしゃるんで言いづらいかもしれませんが、お越しいただいてですねそういう今のようなご意見をまたお聞かせいただければ、そんな風に思っております。

いずれにしてもやっぱりあの町としてもやっぱり大事なところ、部門でありますから明年に向けてですね今のトマトの栽培から初め、牛の飼育それから職員のその勤務体制のあり方、総合的に検討させていただきたいという風に思います。改善に向けて検討させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）支援農場についてはもう今沼田だけの問題でないわけでありまして。日本全国から、日本中の注目の的でありまして非常に多くの皆さん方が現状に視察にいらして来てるのが事実であります。そのことに対してやはり、絶対に私は成功していただかなくてはいけない、で職場の中で、現場の中で色々と不平不満が噴出するようなことが今現実起きてございます。でそんなことにならないような形であのやっていただきたいもんだとそんな風に思うわけでありまして。

牧場ばかりではありませんし、どの職員の皆さん方もそうだと思うんですけども、それこそ朝7時半から椎茸収穫に入るらしいですけども、それで担当の方なんかは毎日に当たる時にはあれですけども、朝7時から9時半までに終わらせる。その9時半ももう少し早く終わらせて椎茸戻れという風に言われている。そんなことから、牧場の管理については十分な出来てないのが現状であります、そして午後3時まで椎茸の方におりまして、それから以降牛の方の管理をするというのが実際の原状のかのように聞かされてございます。

どうかひとつ町長も責任者として、それぞれ最大限のその責任者の方にも指令を出しているのかなと、そんなように思いますけども、非常にご熱心にそれぞれ椎茸に対しての、取り組んでおられるその姿勢は先程も言いましたように分かるわけがありますけども、やはり僕は一番大事なのはやはり職場の輪だと思うんです。こんなことを言うと大変町長に失礼かと思うんですけども、人が人を使うってことがいかに難しいかだと思うんです。はっきりいって、人を怒らした様な状態で人を使うなんていう事は絶対僕はありえないと思うんです。少なくとも人を使う時には、人をほめて使い、そしてまた笑いで仕事をさしていただくようなそんな職場作りにはしていただかないと、大変困ったもんだとそんな風に思うところであります。

どうかひとつそんな風に考えた時には是非ですね、今状況ですと何人かが本当に

うこんな状況だったら嫌だよというようなそれまで言われて、で僕が今日こういった質問するということはそれなりのお互いの大変なことなんだよっていうことで、ちょっと私もこんなことあんまり録音されてる中で言いたくなかったんですけども、だいたい言わさせていただきましたけども。

やはり私は一番大事なのはやはり、職場の輪を大事にさせていただくそんなひとつの職場にさせていただきたいという事です。あんまり独裁的な政治的なそれこそヒットラー的なそんなひとつの運営じゃなくして、現場の声を全く聞く耳持たないような状況では駄目だと思うんです。やはり現場の皆さん方の声も聞きながら、そしてそういった意見を反映するようなそんなひとつの運営をしていただかないと駄目だと思うんです。

で今回牛の関係してでありますけれども、去年の10月以降ごろからですけども、子ども達は一切牛舎に行っていないの現状であります。少なくともやはり農業の実習をしながら更正さすというのが、本来の支援センターの大きな目的のひとつだという風に私は理解してるわけでありますけども、色々なやはり仕事の体験も子ども達もしてもらわないかん。ところがそっち行かれたらそれこそ、椎茸の方がおろそかになるもんですから全然そんな指令にはならない、そしてその子どもだけで牛の方に行ってもらっても全然使い物にならない。要するに仕事っていうのはやはりそういったひとつの、農業っていうか第1次産業っていうのはやはり人の技術を見てそしてやはりやるっていうのがひとつの農業の、第1次産業のひとつの本来の目的でないのかなそんな風に考えるわけでありますけども。そういった考えた時是非ですね、今日言うことによって、私が一般質問することによって非常にあちこちにひずみも出す部分もあるのかなと思いますけども、どうかひとつ職員が職員いじめのようなことにならないように、どうかひとつそういったその現場の声を聞きながら是非いい方向にですね、この就農支援実習農場が最大限に生かされて、沼田に就農実習農場が来て、支援センター来て農場が立派に運営されてるんだって言うことを、どうかひとつ全道に全国に発信できるようなそんな経営をしていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる意味も分かりますけども、色々なお話を聞かれる中で一方的な話も聞かれてる部分があるのかなという風に思いますんでね、私どもとしてはやっぱり離れた場所で目の届かないということもありまして、ちょっとあのなんていいますかね、自発性がないって言いますか、どうも傾向としてはなんでもこうちょっとあれすると外へこぼしてしまっていてですね、あの絵内議員さんだけでなく、色々な方でそういう話を聞かされることがありますけども、何でそんなことを言わんきゃならんのかなっていうようなことまでも聞かされる場

合がありますんで、極論ですけどもその職場全体がやっぱりそういう状況であれば、やはりその職場全体の雰囲気をもつ為にどうしたらいいかということは、やっぱり相当荒いやっぱりそのあれもやらんきゃならんのかなとそんな風に思っております。

いずれにしてもやっぱりあの、責任者が悪いだけでなく、やはり自らその所で自分が働く、自分はそこで働いてその給料をもらってるという感覚を持っていたらですね、色んな積極的な行動も出来るんでしょうけども、まったくそういう行動もないっていう方もいらっしゃるようでありますから、その辺さっき申し上げましたようにもう一度、農業振興課の方でですねきちっと対応していただいて、最終的には私どもの方で将来的に、将来って言いますか4月以降どういう体制にするかということも含めてですね、十分検討させていただきたいという風に思います。

なにかありましたまたどうぞ遠慮なさらずに言っていただければという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、ここで暫時休憩40分まで。

休憩 14時27分

再開 14時40分

○議長（杉本邦雄議長）再開します。それでは7番橋場議員「日米自由貿易協定及び日豪経済連携協定に反対する問題について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。選挙の結果今までとまったく反対の立場に立った、民主党が大躍進をしました。これでなんとか政治が変わってくんでないかなと思う、希望が沸いてきてるわけであります。で私達は建設的野党ちゅう立場をとったんですが、自民党まで建設的野党ということをは話してきました。

で今農業問題で質問するわけですけども、実はあの民主党が今度の選挙で日米の自由貿易協定を促進して締結するっていうねマニフェストを出しました。それによってこれがやられると、日本の特に米農家は自給率18パーセントまで落ちるだろうというあの国の試算があるんですね、それに基づいて、農家の人はとんでもないと下からの反発がありまして、民主党は緊急声明を出しました。それは、農業とそれらの問題は避けてやるんだという中身であります。

しかし、アメリカも財界、農業の大資本家はこの自由貿易協定の中には、交渉の中には農業と米抜きではF T Aはありえないんだと、米を除外したアメリカと韓国ではですね、この米を除外したんだけどこれは日本とアメリカと自由貿易協定には前提にはなりえないんだっていうことをアメリカ側が発表しました。そういう中身のものです。

それですね、民主党側の緊急声明を発表した中身は日本の農林漁業、農山村漁村を犠牲にする協定締結はありえないっていう緊急声明を出したんですけれども、実はあの民主党にはこの日米F T Aの協定を進めるっていうのはずっと前からの持論だったんですね。2006年の末に小沢一郎代表と、当時の代表なんですけれどもその下でまとめられた政権政策の基本方針、でこの中で新の日米同盟の確立を促進するために、米国と自由貿易協定を早期に締結し、あらゆる分野で自由化を促進するっていうこういうことが明記されていたんです。その後ですね、07年に参議院選挙のマニフェストでも農産物の国内生産の維持、拡大と世界貿易機関における貿易自由化協議及び各国との自由貿易協定締結の促進を両立させますということを書いて、最後にですね今回のあのマニフェストでははっきりですね、自由貿易協定の早期締結を求めてゆく、じゃなくて米国との間で自由貿易協定を推進し貿易投資の自由化を進めますと、こうはっきり推進ということから、やるということに変わっていったるんですね、ですからこれは当然のことだ、今急にね外すといってもねそういう中身ではないと、ということなんです。

ですから私は新しい政権の中には私達いいものには大いに協力してね、それを一歩でも二歩でも前に進めるっていう立場をとっていくわけなんですけれども、これはやっぱりあのやらせてはならない中身だと思うんです。

でこれまでですね自由貿易協定の早期締結を求めているのは、日本の農家ではありませんね、自由貿易協定の早期締結を求めているのはアメリカの巨大農業資本と、日本の大企業です。それから米側はアメリカ側は日本の農産物市場の開放を求めていると、この二つの勢力がねこれを求めている訳であります。日本の企業は農産物市場の明け渡しと引き換えに、鉱業製品の輸出における関税引き下げのメリットを提示したいというわけで、このこれを進めているのは二つの勢力があるっちゃうことをはっきりしなければならいんです。で下からの突き上げで民主党はこれは農業問題は外すんだと言ってるけども、そうはなかなかいかない、上手くいかないと思うんですね。

それで、歴史的なことを見ますとですね、今のこの日米自由貿易協定ちゅうのは結局はあれなんですね、W T O農業協定のね推進されて、この最後の仕上げなんですよね。ですから今までの流れはやっぱり見ていかないとね、民主党に対してはつきりしたね、提言をしていけないんでないかと思うんです。1993年のね8月に、これ面白いんですけど細川連立内閣ちゅうのができたんですけども、こん時には新進党、日本新党、それから社会党、公明党、新党さきがけてこう4つの連合政府ができたんですけど、この時にW T O協定の受入が始まったんですね。で、その後羽田政権ができて、これは何ヵ月かで終わったんですけど、その後に村山連立内閣ちゅうのができました、でこれはね自民党、社会党、新進党、新党さきがけですね、

こういう連立内閣でもってはっきりと条約としてWTO協定を承認したわけであり
ます。

で何故こんなことを言ったかといいますとね、この時に見ますと、今ある政党、
共産党以外の全ての政党がね賛成しているんですよ。ですから、今日米貿易協定推
進っていうのはねこれからそれはやらないんだって言ってもね、初めから反対して
きたのは日本共産党しかないんですよ。で私はね民主党がこれからそういう点で手
直ししていかなきゃなんと思うんです。あれだけ勝利しましたからね、国民の期
待をしょってるわけですから裏切るわけには行かないような状況を作られました。
だけれどもやはり自民党のね方からねあんたたち前にこれを進めてきたじゃないか
と攻撃来るんですよ、その時にやっぱりねしっかりそれを支えてやれるのは、私達
だけだと思っているわけなんですけれども、それはねこういう事なんですよ。今年
の6月のね国会で自民党の細田幹事長がね、後期高齢者医療制度をね野党でもって
それを廃止する法案を出してるってんですね、それに対して細田幹事長はねこう言
ったんですよ。この後期高齢者医療制度作る前提になる健康保険法の改正の時にで
すね、附則としてこの後期高齢者医療制度を作りますよって書いてあったんです。
それに反対したのは日本共産党だけです、細田幹事長がはっきり国会で言ったんで
すね。これに反対したのは共産党だけでしょう、みんな賛成したのに何故今頃廃止
の法案だすのかって、こういう攻撃されたんですよ。ですからね私はやはりあの民
主党の中にはねそういうぶれる部分があると思うんです。だからそのブレを無くす
為には下からの色んな、地方からのねしっかりすれという応援団が必要だと思う
んですね。そういう立場で町長この日米貿易協定をね進めるべきでないという立場
で、新しい政権にね町村会なりで進言するようなそういう立場をとっていただける
かどうかですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）歴史的な流れをお聞かせいただきました。前々からお話申
し上げてますように沼田の基幹産業の農業を守るためにもですね、これは北海道の
町村会も同じような考え方で行動しておりますんで、民主党政権になったからとい
ってあの公約を破られるようなことのないように、しっかりと私どもも注視をしなが
らですね頑張っ行って行きたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あのね町長ひとつの問題でもね色んな歴史があるんですよ
ね、ですからねその辺やっぱり例えばその時代にこう、なんちゅうか青年期にあっ
た人がね今ずっところ歳を取って色んな立場に立った時にね歴史はなかなか見れな
いんですよ、ですから私達はやっぱりこういう結果を生み出したのはこういう事
があったんだっていうね、ことをやっぱりね振り返って見る必要があると思うんで

すよ。そこから始めてねこの問題に対する強力な発言力っていうかねそういうものが生まれてくると思うんですね。ですから私はまあ敢えてその、1993年ですからねあ一随分たったなと思いました。今9年ですから12年も経ってますからね。しかし短い様でもあるたった12年前に新農政とかそういうものが出来てですね、その時には規模拡大すれば日本農業がなんとかやってくれるちゅうようなことで盛んに議論されました。だけど新農政の中には規模を拡大するけれども、コストを6割軽減するって、下げなきゃ駄目だとかってね、結局農産物の価格を上げますよっていうことはひとつもなかったんですね。もしそれが新農政でそういうことがきちっとなされていたら、価格保障がありますということがあればですね、今規模を拡大したし、農家の人たちがね町長に対してちょっと不作になったら補償すれなんていうねこと必要なくなると思うんですよ。私はそういうね立場からやっぱり物見る必要があるんじゃないかと、こういう風に思うんですけれどもでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）はい、十分理解をさせていただきましたので、私もそういう立場で頑張りたいという風に思いますけど、議会としてもですね意見書ですとかそういう面で頑張っていたきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。次に移っていいですか。7番橋場議員の「幌新温泉の浴場の清掃について」質問してください。

○7番（橋場 守議員）私がこういう質問するとね一番困るのはね、働いてる当事者に対しての労働強化がねなされてしまうんでないかっていうことが本当に心配なんですよ。というのはね、そういで注意をして欲しいと町長に対して言ってるんですよ。そういう嫌いがあるんでねしっかり考えてほしいんですけども、幌新温泉に行ってるってね、旭川方面から来る人たちがね色々と話してるんですよ。向こうには色んな、いわゆる天然の温泉がたくさんあると、だけど風呂から上がって着替えてるうちにくしゃみしてるんだと、ここへ来たら暖まるってねそういうファンがたくさんおります。留萌の方からも来ますしね。

ところがですね、ひどいんですねあの窓ガラスの汚れやなんかね、で私は何回かあの、今ここに課長がひとりいますけれども、行ってね話すんですよ。そして夜よくよく聞いたら仕組みがね、あの全てそれらもあの下請け、契約して別の会社にやらせてるわけですよ、でそこが結局やらないと綺麗にならないんですよけれども、私はそれはほたる館として、契約をしてる相手ですからねやっぱりほたる館の責任者がやっぱり全浴槽、施設を回ってねしっかりと管理するようなね、立場に立たなきゃならいと思うんですけども、なかなかあの出来ないんですよ。春になるとあれなんですよ、黄砂の混じった雪が降ってね窓がもう本当に外の景色がこうはっきり見えないぐらいね汚れてるんですよ。でねある日風呂行きましたら、私はひ

とつも議会で言っていないんですけれども、いつも汚いなって言っているもんですからね、ある人は橋場さんあんた議会でしゃべったらすぐ綺麗になったって、ところがなんも綺麗になってなかったです。夜なもんだからねあの綺麗に見えたんですね。それは俺も何も言っていないしね、で次の日明るい時行ったらまた汚いんですよ。それで言っただけ綺麗にしていたんだけど、そうするとねちょっと色々聞きましたら、一生懸命やってるんだけどそこまで手を回すだけのね余裕がないっていう話を聞きました。そうするとね、さっき言ったように経営者も利潤がなければね、儲からなければ次の仕事を続けていくこと出来ないわけですから、そして儲けるためには何かって言ったらね、働いてる人をねうんと働かせんきゃならないんですよ。であの私達のね経済学ではね、利潤はどうやって生まれるかって言ったらね、皆さん働く人からね経営者は何を買うと思いますか。労働を買うのか労働力を買うのかどっちだと思います。これ二つの買い方によって、買うという意識によって全然違ってくるんです。労働を買うと言ったら働いた人の全て、色んなコストを抜いてね浮かんだ商品価値の部分のね全部買ってることになるんですよ。ところがそうすると経営者儲かりませんから、労働力を買うんですね。8時間であんたの労働力はこっただけで買いましたよ。だけど労働させるのは、自由なんですよ。8時間で8千円分で払っても、1万円も倍の1万6千円もね働かせることが出来るんですね。でこういうことですからね、私が言って綺麗にしなさいちゅったら労働強化になって、仕事はあるけど、どんどん増えていくけど働いている人たちの賃金が増えないっていうことになればね、これはとてもじゃないけどかなわないので、是非ね私はどういう契約してんのか分かりませんが、働いてる人たちがそんなにそんなにね、ひどい過労死するような労働強化ではなくて、ちゃんとね清掃できるようなね、そういう契約にすべきではないかと思うんですけれども。実はあのここに発言通告出したんですよ、9日ですよ。そしてね、その後ちょっとね何日か風呂行ってたんですよ、でも以前と汚かったんですけど、13日にはちょっと私居なかったり、その後も風呂行ってなかったんですね。昨日行きましたら綺麗になってました、さすが。だけどねこれはやっぱりちゃんとね、発言通告出さなくてねやってもらいたいんですよ綺麗にね。でぜひ労働強化にならないように綺麗にしてほしいと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）質問の通告を受けてからですね、温泉の方に総務課長の方に確認させましたらやってるという事でしたので、私も時たま、時たまというか度々温泉に入るもんですから、そんなのは嘘だととにかく窓が汚いんじゃないかと、ということで総務課長に現地に、現場行ってこいちゅうことでやりました。それで結果ですね、詳しく聞きたいのであれば総務課長の方から後ほど説明させますけども、

掃除の仕方が悪かったんです。それで、15、16日に男と女を分けて昼間作業やったら綺麗になってるんですよ。ですから、労働を加重にしたとかそういうことでなくて、労働の手順が悪かった、という風に私は総務課長から報告を受けてます。それで今は綺麗になってるはずですよって言ったら、綺麗だっていう、間違いはないんだと思います。

なお、詳しくあれでしたら総務課長のほうからちょっと答弁させます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）私もこないだ確認をさせていただきました。そういった中でお話のとおり、清掃業務については全て委託契約を締結した中で業者さんをお願いしているような状況になってございます。そういった中で大浴場の清掃についてはですね、浴場が12時までオープンしておりますので、12時以降に清掃雄を実施しております。特に窓ガラスの清掃につきましてはですね、まず外側の窓につきましては、高圧洗浄機で上から下に散水をして清掃をしているような状況になってます。それから内側についてもですね、内側の窓を上から下に散水をしていると、そして最後に大浴場の際にオーバーフロー用の側溝がありますね、グレーチング入って。あそこにですね、藻が入るんですね。そいでそこに塩素等の薬剤を散布して、清掃していると。ゆったなかで実際どうやってやってるかということ、上からずーと清掃して最後に側溝をやっていると、それも高圧洗浄機でやっている、という事になりますと当然跳ね返りが窓についてるんですね、その跳ね返りがこれなんですね。

そいでその辺業者さんとほたる館の責任者と、私と3者でどうしてこうなるんだろうということも踏まえた中で相談して、そしたら今後はまずは側溝の清掃やろうよと、それから上から散水でやろうやということで、こないだ指示をさせていただいたところでございます。

なおかつですね、橋場さんのご指摘のとおりほたる館の監督、管理、点検が不十分なところもございました。これらにつきましても、今後はですね朝出勤した際には必ず点検するよう指示をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あのね、手順が悪いなんちゅうもんでないですよ、やってないですよ、窓ガラスの本当。であのねもう1ヶ月以上前ですかね、だと思ってるんですけど、私あのこれどのぐらい取れないもんかなと思ってね自分のタオルに石鹸付けてね、こすってみましたよ。1枚だけ下の方ねやったんですけどね、それでもだいたい取れるんですよ。で全部やるのはちょっとあんましかっこ悪いし、と思ってやってないんですね。ずーとそのままなんですよ、やってないですよ。手順じゃないです。あれだけ汚くなっててねよくへっちゃらで、回ってないからへっちゃらでい

れるんですけどね。ひどいもんだなと私は思っていましたけどね、自分で拭いてみましたから。これなら時間さえあれば出来るんですよ、あれはねやっぱり人入ってるしね、女性の方が、男性が行けないのもあるから、時間決めて、風呂のね入れない時間しかやれないと思うんですよ、だからそういう点でやっぱり働いてる人がその時間帯にやれるようなね、そういう余裕を持った勤務時間にしてやらないと私は出来ないんでないかと思うんですよ。ですから決して手順じゃないです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）清掃時間、大浴場の清掃時間も当然業者委託する際には何時間かかるかって事、想定をさせていただいております。そういった中で現状5時間、計上させていただいております。5時間あれば私どもといたしましては十二分に清掃できるだけの時間は確保できてるのかなと、というような解釈をさせていただいておりますのでその点もご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。次に10番渡辺議員、「携帯電話の不通話地帯の解消について」を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい、10番渡辺です。私は携帯電話の不通話地帯の現状と対応についてということで、町長の考えをお伺いしたいと思います。

この件につきましては平成19年の第4回の定例会で、中村議員さんが安価な中継基地の建設でエリアをもう少し広げられないかということで、質問してございます。でその時の町長の答弁が、町内の実情を調べて必要だとすれば議会にも報告し、検討してみますという回答だったと思います。

先日地区の集会の折に、光通信の新聞記事が載ったことが話題になりまして、沼田町も光ファイバー回線による情報基盤整備計画が進んでいるんだという話をしますと、20代、30代の若い人方は動画のネット配信や、情報伝達が高速されるという事に期待を大半寄せてはおりました。しかし40代以上になりますと、それより先に携帯の不通話地帯を無くして欲しいという事に話の中心がいつてしまいました。いまや携帯電話は生活の必需品になっていますし、どこに居ても電話が出来る事が当たり前のようになっています。連絡の取りたい時に、話のしたいときにいつでも声を聞くことが出来ると、最近では病院なんかでも個室なんかでは、他の患者さんに迷惑がかからない程度に携帯を使用することが出来るという、便利な時代になったもんでございます。

しかし、町長真布なんかにだと地区に入ってすぐに携帯が使えなくなるという、沼田町の中に生活基盤の水田や畑の耕作地だけでなく、人口カバー、人口エリアですね、それ自身がもうカバーされていない地区があるっていう事は今でもってどうなのでしょうかとこの事でございます。

さらに携帯電話がこれだけ便利になると、子どもや年寄りに持たせて安否の確認

に使ったりすることも最近は多いようでございます。実際私も妻の親がよく山菜採りに行くもんですから、安心のために携帯電話を持たせておりますが、実際に山の中に入ってしまうとほとんど繋がらないんだと思いますが、それでも転ばぬ先の杖でいざとなるとなんとか役にたってくれるんでないかという風に、山に入るときには携帯電話を持ってけよと、そんなようなことを言ってございます。

最近自衛隊の入り口や多度志にアンテナが立ちましたので、先程言いました中村議員さんも東予地区がカバーされたという事で、あまりこれ以上は言っていないみたいでございますけども、まだまだ沢地帯などには不通話地帯がありますし、通信会社によっては幌新地区や更新の平場でも通信不能になるところがあります。

少し横路をしましたが沼田町2万8,300ヘクタール全てを携帯エリアにしてくださいとは言いませんが、宅地と農耕地合わせた4,000ヘクタールぐらいでしようかね、全体の、全町の15パーセントぐらいはなんとかエリアの中に入るようにしてもらえないかなということで、その実態を行政は把握してるかどうかお伺いしたいと思います。

また不便というよりも、農作業中の事故や防災上の面から見て、やっぱり行政は町民の不安、そういうようなことがあるとすれば取り除く必要があると思います。町内に不通話地帯があること自身が、本来はないにこしたことがないんでないかなと思いますんで、そのようなことに対してあの後ですね中村議員さんから質問があった後どのような努力をされているのか、質問させていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これはあのご承知のとおりですね、ご質問を受けてからそれぞれ事業者に対して要請もさせていただいてるところでありまして、資料によりますと、19年から20年、今年もまた弾薬支処にa uがつくようでありますから、そうした意味ではかなりの地域が解消されてきたのかなという風に思っております。

しかしながら、ご指摘の真布ですとかその奥地のところについてはですね、それを解消するとすればやっぱり町の負担というのが相当の金額になりますんで、これはあのどうしようかというような考え方でいたわけではありますが、いずれにしてもやっぱり国内全域をですね携帯電話サービスを進めるという事で、これはあの基本的に国内では事業者がやるということになってるそうでありますんで、引き続き私どもとしてもやっぱり要請を続けて行きたいという風に思っております。

それと併せて、今回予算化をすることを出来ませんでした、光ファイバーの導入をすることによって経費が非常に安価ですね可能になりますので、これが今の政権が変わって指し止め食うことのないことで実施が出来ればですね、併せてそういうようなことも検討させていただきたいという風に思っております。

したがって、現状ではあのそれぞれのN T Tですとかa uですとか、関連する事

業者に対してですね、是非難聴地帯というか不通話地帯を解消していただくように要請を続けて努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）今町長の方から、a uの方の自衛隊の入り口にまたa uの方も立つんだと、それから光ファイバーとの連携をもってという事でエリアを広げたい、そのようなことを考えてるというお話がございました。私自身も地区の人方に、もう少しなんとかならないかという風によく言われるもんですから、去年の暮れだったですけども大手2社に問い合わせしてみました。やっぱり両社とも人口エリアで98パーセントを超えてるんだからこれ以上は中々ねって言うような回答をいただいたところでございます。

今月初めにドコモが、会社名言っちゃいますけどドコモが新聞広告一面を使いまして、北海道の登山道の通話可能地帯を公表致しました。これから秋の紅葉シーズンで登山や縦走する人も多くなるということと、それから今月、今年7月の大雪山のトムラウシの遭難ですか、あのこともあったことで少しでも安心ということでの宣伝広告ではございましたけども。そういう安全、安心という点で考えますと、同じ沼田町の町内の中にまだ不感地帯があるというのはどんなことなのかなと、そんな風に考える次第でございます。

で沼田町でも一応22年度から道営の基盤整備事業が予定されてるわけでございますし、真布地区なんかはほとんど入ったらすぐに携帯が使えなくなるというような状態で、先程町長がおっしゃったように総務省の方でできるだけ、携帯の不感地帯を無くしなさいというようなことで、平成3年からですか色々なことが行われているようでございますけども、町長もおっしゃったように政権交代の後でもこの支援事業が行われるとすれば、何らかの形で少しでも町でもやっぱり考えて行かなくてはいけないんでないかなという風に私は考えるしだいでございます。

時代が変わって携帯とパソコンが既にリンクされてる時代ですし、衛生を使ったりしたような携帯の考え方も変わってくるんじゃないかなという風に思います。是非こういうような事業フルに活用してもらって携帯のエリアの拡充になんとかもう少し町長の考えをいただきたいなという風に思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先程答弁したとおりですね、願わくばその光ファイバーが決定していただいてですね、活用できればいいという風に思っておりますし。更にあの町で単独でその事業をするということは中々難しいことでもありますので、関係事業者に対して要請を続けさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）関係機関を通じてできるだけという事でお話をいただきました。私達あの特にその地区の人方、更新の奥あたりは繋がらないとこかなりある訳なんですけども、実はあの先日農家のある若奥さんが畦草を刈ってて、夕方薄暗くなってから車が出れなくなったという事で、結局携帯電話が繋がらないもんですから、暗闇をひとりてくてく携帯電話の繋がる場所まで歩いたと、というようなお話がその集会の折にありました。そこの旦那さん方の話ではせめて携帯電話が駄目なら、なんとか非常用の電話でも付けることが出来ないのかっていう、これちょっと考え方は全然変わりますけども、そんなような切実な要望がございました。私としてはできればやっぱり携帯電話を何とかエリアを広げてもらうということが、大事なんでないかなと先程町長から膨大な予算もかかるんだというお話がございましたけども、是非とも不感地帯、せめて舗装道路の周辺だけは不感地帯がないようにだけお願いしたいなと思ひまして、そのことをお願いして私の質問に代えたいと思ひます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁よろしいですね。はい、それでは以上で町長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、承認第57号。平成21年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第57号、平成21年度沼田町一般会計補正予算について。平成21年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第4号1頁の方をお開き願ひたいと思ひます。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）まず8頁歳出の方をお開き願ひたいと思ひます。まず歳出であります、2款で1目一般管理費であります。100万円の追加補正であります、負担金、補助金の追加でありまして、記載のとおり沼田高等学校閉校記念事業の補助金と致しまして、100万円の計上をしたものでございます。閉校記念に、事業に対する補助金として沼田高校閉校記念事業協賛会に交付をするというものでございます。

次に6目の財産管理費であります、62万4千円を追加補正をしたものでございます。13節委託料の補正でございますが、西町の日生技研の工場、ここの貸付地ここの分筆用地確定測量等に係る経費を今回計上させていただいたものでございます。

次に10目の振興費で24万5千円、これも委託料の追加補正であります、工業団地の用地確定測量等の業務委託料でございます。これにつきましては株式会社

インベントに対します、工業団地用地の売却に伴います分筆用地確定に係る経費を計上したものでございます。

次に3款の民生費であります、4目の障害者福祉費でございまして、484万7千円を追加をしたものでありますが、これにつきましては23節償還金利子及び割引料でございまして、過年度精算にかかります国費並びに道費負担金の返還金でございまして。

次の頁をお開きを願いたいと思います。2項児童福祉費、3目の子育て応援特別手当給付金、給付事業費であります。これは新目で起こしたものでありますが、302万4千を計上致してございまして。子育て応援特別手当給付金の給付事業でありまして、平成20年度の緊急措置でありました、この手当を21年度国の1次補正によりまして、21年度限りの措置として再度対象者を拡大して、幼児教育期の子ども一人当たり3万6千円を支給するというものでございまして。対象となる子供につきましては、平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども、基準日は10月1日となっております。予算計上しております対象人数は移動危険分を含めまして、81名分を計上して291万6千円を追加をいたしてございまして。なお、事務費につきましては時間外手当分を除き、ご覧のとおり10万8千円を計上したものでございまして。

次4款の衛生費、1目保健総務費であります、1億9146万9千円を補正をしたものでございまして。記載のとおり厚生病院に対する損失助成の補助金であります。沼田厚生病院に係ります平成20年度分の損失金の助成であります、北海道厚生連より、去る7月2日に要請があったところでございまして。損失額につきましては経常損失で2億92万5千円、特別損失で17万6千、合わせまして2億110万1千円でございます。助成額につきましては、損失額から町が別段にしめんをいたしております、医師確保対策の補助金700万、それから看護師宿舍の改修経費262万5千円、その他8千円でございますが、計963万3千円を控除した額、1億9146万8千円でございます。しかし、要請額につきましては端数がありまして、総額1億9146万8266円という風になってございまして、予算計上額は千円上積みになりまして、1億9146万9千円となるものでございまして。なお、財源でございまして、20年度から公的病院に対する支援につきまして、特別交付税措置がルール化をされております。21年度地財におきましては、病床単価が現行の8割増しということが示されておりますことから、これらを見込みまして特別交付税を74床分、9057万6千円を充当をし、差し引き分1億89万3千円につきましては、当面普通交付税で措置をしたところでございまして。

次の頁をお開きを願いたいと思います。6款の農林水産業費であります、5目農道整備費であります。これは予算、補正額はでっておりませんで予算内での組み替

えでございます。１９節で支障物件の移設保障費工事負担金５０万円を計上致してございますが、ＮＴＴの電柱移設に負担金が発生するということから、土地購入費の増額と併せて、補助事業費の中で節の組み換えを行ったものでございます。

次、１２目の就農支援実習農場運営費であります。これにつきましても補正額を出してございまして、予算内での組み換えを行ってございます。まず報償費であります。８１万５千円の減額をいたしてございまして、これにつきましては実習生の手当の減であります。当初７名で計上いたしてございましたが、現在まで７名に達することなく推移をしてございます。その分について減額するものでございまして、なお８月現在は５名でございます。９月以降は７名分を確保して予算を補正をしたものでございます。１３節の委託料で５２万２千円の追加補正をいたしてございます。作物栽培管理の委託料で７３万６千円を補正増にしてございますが、実習生の受け入れ減に伴います、栽培管理委託料これの補正の増となったものでございます。１６節の原材料費では３１万４千円、これにつきましてはまず１点目は椎茸の菌床、これが６月、８月分値引きがございましてその分の補正を３４万減額補正をしてございます。もうひとつは、イチゴハウスの増棟これに係りますイチゴの苗他、肥料、出荷用の包材こういった原材料等で６５万４千円の追加補正としたものでございます。

続きまして７款の商工費であります。５目で消費者行政活性化事業費であります。これも新目で起こしたものでございますが、国の２０年度の２次補正、あるいは２１年度の１次補正によりまして、国から交付された地方消費者行政活性化交付金、により設置をいたしました北海道の基金、この基金を財源として実施されます補助事業でございます。２１年度から２３年度までの１５０万円限度の事業でございまして、事業の内容につきましては消費生活相談スタートアップ事業と致しまして、役場内に設置されております相談窓口の住民周知や、あるいはパソコン機器導入によります相談業務の強化、合わせましてリーフレット配布等によります啓発活動を行うという事業でございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、８款土木費でございます。２目の道路新設改良費であります。予算内での組み替え予算でございます。これにつきましては、東予中央線の実施設計業務委託料の執行残に伴います、補助枠内での予算の組み替えになってございます。

次の頁１２頁お開きを願いたいと思います。１２款諸支出金であります。４目の振興基金費、１５６万８千円を積立金として追加をしてございます。これにつきましては歳入の方でまた出てまいります。株式会社インベントに売却予定の工業団地用地に係ります財産収入。歳入では１８１万３千円でございますが、この内先程ご説明致しました、分筆用地確定に要します費用２４万５千円を控除した残分につ

きまして、振興基金に積立をするものでございます。

続きまして13款の職員費であります、1目職員費で13万8千円。超過勤務手当として補正増をしてございますが、子育て応援特別手当に係ります事務費の超過勤務手当分でございます。全額国庫の予算となっております。

これで歳出を終わらせていただきまして、7頁にお戻りをいただきまして、歳入であります。11款の地方交付税であります、補正額で1億9870万2千円を計上致してございます。先程申し上げましたとおり、沼田厚生病院の損失額に対する補助金、総額で1億9146万9千円に充てるため、特別交付税で9千飛び57万6千円。更に不足となる額、1億89万3千円を普通交付税で計上したほか、特定財源を充当してもなお財源不足となる額、723万3千円を普通交付税で増額計上致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。

歳入の下段で17款、財産収入であります1目不動産売り払い収入、181万3千円土地売り払い代金でございます。これにつきましては先程振興基金の積み立ての方でお話をしたとおり、株式会社インベントへの工業団地用地売却収入を予算計上いたしましたものでございます。以上で歳入歳出補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。あのインベントの関係の土地の用地受払いについてちょっとお聞きしたいと思います。この土地について過去にそのチェックポイントっていう会社が持っていて、それが町に無償で譲渡して、町で活用することなんですけど、このインベントさんに対して今まで沼田町でこう、色んなこう企業に対して支援あるんですけど、インベントに対しての支援は今までどのように行ってきたのか分かればお聞かせいただきたいのと、無償でそのもらった土地を収入得る、ま町としては本当にありがたいことなんですけど、他の企業と比べて中ではその、平米当たり410円っていう数字が妥当なのか、それとあの登記についての費用についてもこれは2分の1で良いっていうのかもしれないんですけど、町として雇用がされてるちゅうことを考えると、もう少しあの町として負担をしても良いんじゃないかなって気持ちがあるんですけど、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○地域開発課長（横山茂課長）私の方から、今ほどの上野議員の質問に対しまして、回答させていただきます。

私の知りうる範囲でございますが、株式会社インベントが沼田町に立地をいただいたのが、平成7年に沼田町に立地をいただいたと覚えております。その後町の方にそれぞれ事業を実施するに当たって支援等の要請というのは、特になかったとい

う風に推察してございます。現状、今回につきましては先程もちっと説明をさせていただいたところでありますが、今後の事業、経営の拡大等もひっくるめまして、何とか現在の社屋の周辺の団地を分けていただきたいという、先方様の強い意志から売却に向けた対応をさせていただいたところでもございます。質問にありますように分筆登記の折半等の中身についても、先方様の企業様とも十分協議をした上で対応をさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）協議された中で決まったってということなんですけど、町としてももう少しその協力するような、ことを話しはしなかったのかな、もう少しするべきでないかなと思うんですけど、その辺もお聞かせ下さい。そういう会話があったのか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、地域振興課長。

○地域開発課長（横山茂課長）今の質問に対してまた同じような回答かと思いますが、先方様からは特にその登記費用に対するご支援ですとか、その点については特にございませぬ。先方様とそれぞれ調整をさせていただいて、各自負担をさせていただくというようなことでご理解をいただいたそういうしだいでございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）9頁の保健総務費の関係ですけど、厚生病院の関係ですから町長も同じような考え持ってるのかなと思いつつ、我々議会の方も赤字を補填っていうかその助成金に対しては今回はやむを得ないなと思いつつも、7、8千万か1億もならないだろうという赤字の見積もりというか、考えだったんですけども最終的には2億以上にもなったとこんなことで、大変こう将来沼田町本体が揺らいでくんでないかちゅう心配をしてるところでございますが。この補正についてはね、我々も同調っていうか賛成しとったもんだから止むを得ないかと思うけど、今後その見通しっていうかね、そういうものがどんな風になっていくのかなって、一番心配なのはそこなんで、その辺ところ町長どんなもんでしょうかね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前にもあの説明しているかもしれませんが、21年度厚生病院が事業計画を出していただいているのは当初1億2千万くらいの赤字だったと思うんですね。で今説明あった特別交付税、救急病院の手当の部分で2千万ちょっとまだ上積みになるだろうという風に思いますんで、若干まだ交付税が、特交が増えるような状況かという風に思います。そうした、そういう段階ですけども、実際に今聞いている範囲ではですね、入院患者が今もう30を切ってしまつて20数名

という、非常にあの少ない人数しかいないんだそうです。それで1億4千万くらいまで行くんでないかっていうお話を聞いておりまして、なんとか10月から外科の先生が来て入院患者等の対応ができれば若干でも回復できるかなという風に、願ってるところでありますけども、いずれにしましてもやっぱりあの内科の先生今2人、常勤が2人いる訳でありますから、そこにまた外科の先生が1人増えるとなると、6か月分3人の先生の費用負担をせんきゃならんということもありまして、来年になると1人内科の先生がいなくなると思いますけども、若干その1億4千万、5千万の辺で行ったり来たりするのかな、そうしますと今の状況で20、21と特交がどんどんと上がってある程度埋めてきておりますんで、更にとというのは、ま運動はしますけども難しいのかなという風に思ってます。したがって3千万から4千万一般財源を投入しなきゃならんかなという風に思っておりますが、今いずれにしましても23年まで、この現状の体制でいくという風に町民の皆さんにも約束をさせていただいておりますので、あらゆる歳出の削減を図りながら努力をしながらですね、病院とも協力していただいて少しでも赤字が減るように努力をさせていただきたいとそんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。他にはい、橋場議員。

○7番（橋場守議員）厚生病院に今入院してるのが、20名台に落ちたということなんですけども、沼田町民として各、ここでなきゃだめだっていうかね、従事者はしょうがないんですけどね、ガンでされた人もここでなきゃだめだって、普通ここで間に合うような人で、沼田町で入院してる人で何名くらいいるんですか。わかりますか。

○町長（西田篤正町長）沼田町以外に。

○7番（橋場守議員）沼田町以外で、どこの病院でもいいんですけれども、沼田町民で入院患者ちゅうのはどのくらいいるんですかね。わかります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）医療を受診される方につきましては、それぞれ疾患等にもよりますし、病状にもよります。また年齢構成によりまして、残念ながらこの手元では、数字今日は持ってきてございませんけれども、大まかな数値は国保に関しましてはレセプトを拾えば拾うことは可能ですけれども、社会保険等に参加されている方の場合、数字の把握はかなり難しい部分がございます。統計的にといいますか、ある一定部分につきましては保健税の方に確認をすれば概略ですけどもわかる可能性はございますけども、その点分かりましたら後ほど提示をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）4番大沼です。今の厚生病院の関係でね、補填の他に特別

損失の補填、これは1点分からないので教えていただきたいと、それからですね新型コロナウイルスの対策についてね、厚生労働省の基本的な考え方としまして、今年秋から冬にかけて患者数の莫大な増加が起こりうると、そういう観点からね地域に、地域での予防をなさいと、沼田町では十分その予防啓発活動っていうのはしてると思うんだけど、肺炎球菌のワクチンが新型コロナウイルスに対して有効であるよと、そういったことも聞くもんですから、そのワクチンの在庫だとか、確保だとかその辺がどうなってるのかお知らせ願いたい。

それからもう1点、教育の関係なんですけど文科省の方から、これは仮称なのか決まってるのか分からないけども、地域活性化公共投資臨時交付金3千億、それから同じ地域活性化経済危機交付金、臨時交付金これ3千800億と、通称でスクールニューディール構想資金とされてるみたいですが、この辺あの沼田町では今後使っていく、活用していく気があるのかないのかお聞かせ願いたいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず1点目のその厚生病院の特別損失でございます。これにつきましてはこの資料によりますと、固定資産の処分損、この特別損失分が17万6千円という風になってございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）それでは続きまして肺炎球菌の関係でございますけども、肺炎球菌につきましては先般お知らせ版でお知らせをさせていただきましたように、高齢者の肺炎の予防に非常に効果があってインフルエンザ対策にもなるといった事で、全国で需要が増加を致しまして、現在在庫がないというような状況で厚生病院の方から報告を受けてございます。しかしながら、生産もしているということで秋以降に入荷の予定となっておりまして、その点につきましては厚生病院と綿密に連絡を取りまして、入り次第また接種できる体制についてご案内をさせていただきたいという風に思っております。

それから、インフルエンザのワクチンの関係でございますけれども、季節性のインフルエンザにつきましては、ワクチンの厚生病院の入荷量等も先般情報として数量も教えていただきました。全体的に行政報告にございましたように、全体で2割削減ということでございまして、厚生病院の入荷量、厚生連自体の入荷量も2割は削減されているということで、沼田町にもそのように配分がされるという風に聞かされてございます。なお、追加で町のほうと致しましても、事業と致しまして補助をしながら全町民の方に重症化ならないように、インフルエンザの予防という事で進めてる観点もございまして、なお一層の量の確保については厚生病院に要請もしておりますし、今後また綿密に連絡を取りながら導入の、納品の方に積極的に働きかけて行きたいと思っております、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次長。

○教育委員会次長（浅野信行次長）はい、それではスクールニューディール、それから公共投資経済対策交付金の関係の部分ですけども、経済対策交付金につきましては、先般臨時議会で可決になりました、町の今町民、教育委員会でいけば町民会館の方に当てたお金でございますが、当然そのお金も、ニューディール、ニューディールの方にも使えるというお金だったんですが、たまたま補助の当てがない部分に回していただいたということで、町民会館の方になってございます。

それから公共投資につきましては、例の光ファイバーと同じものでして、スクールニューディールの方でも使えるよということでもあります。ただこの部分についても現在凍結状態っていうようなことではありますが、今後ですねまたこういうような交付金、そういうものが町として使いたい、または教育委員会として学校の方にそういう形で使える道があるんであればですね、大いにそういうところを探って行きたいと思っております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）新型インフルエンザのワクチン、新型インフルエンザのワクチンが確保されてるの、それともそれはまだ確保されてないの、ですか。

○住民生活課長（栗中一弘課長）申し訳ございません。今説明申し上げましたのは季節性のインフルエンザのワクチンでございます。新型のインフルエンザのワクチンにつきましては、新聞報道でございますよに今政府の方で優先順位等々の選択に入っているということで、それ以上の情報は今のところは入って来てございません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）新型インフルエンザについてはまあ、今厚労省も言っているとおりですね、秋冬にかけて多分広がるだろうと、それは別にしてもね、あの地域の対策として、例えばあの目的を明確にしていくということも必要ですよ、インフルエンザがもし蔓延したとき。それで、中学校の先生がインフルエンザにかかったよとか、かからないよとかって話も一時聞いたんですが、その辺の対処はどういう風にしてたのかお尋ねしたいのと。

サーベランスについては何か考えてることありますか。まずそういうことですね。それこっち、それとこっちだな、いっぺんに、ひとつづちよと片付けますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。はい、次長。教育委員会次長。

○教育委員会次長（浅野信行次長）それでは中学校の先生がインフルエンザにかかったんじゃないかというようなお話の部分でございます。これあの夜高あんどんの1週間ほど前だったと思いますが、教育委員会の方に連絡がありまして、この先生についてはあの期限付きの先生でたまたま、札幌に帰宅されていた、実家に帰られていた時に体調を悪くされて、病院にかかったところインフルエンザだったと、そ

のことを中学校の方に連絡が入りましたので、中学校の方としてはそのまま札幌に残りなさいと、元気になるまで沼田には入らないでくださいということで、でその後先生方、それから生徒にもインフルエンザ等、風邪の症状出るものはなくてですね、で夜高あんどんが終わりまして、学校の休み終わった後今は元気に勤務しております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）インフルエンザの対策の関係でございますけれども、この関係につきましては先般、9月の中旬に役場庁舎内におきましてインフルエンザの対策会議、副町長先頭に立ち上げたものでございます。この中で先程議員の方からおしゃられました、クラスターサーベランスということで、集団発生の動向、調査というように日本語で訳されてございますけれども、こういった関係、特に町におきまして、独自に動向調査等の実施は予定はございませんけれども、既に国の方から保健所を通じまして、社会福祉施設、あるいは学校については基本的には7日以内に2人の感染が疑われる場合には、保健所と協議の上、空校、休業等々の措置に入っていくというような状況、これらにつきまして庁舎内で情報の確認と手順について、協議を持ってございます。そういった中で厚生病院につきましても、町内で患者さんが発生等があった場合には、速やかに連絡をいただけるような体制もとってございまして、それら全て旭寿園、和風園、沼田保育園、共成保育園、それから社会福祉協議会のデイサービス、訪問介護、教育委員会等々と情報の収集と情報の発信等のするような打合せ会議を実施をさせていただいてございます。そういった中でサーベランスということで、独自性はございませんけれども、十分に情報収集して即時住民の方にもお知らせをして、感染防止に努めて参りたいと思っております。よろしくご理解の方お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）的確に対処なされるかと思います。ただあのサーベランスはできればしない方が無駄にならないと、ただあの感染経路、もし拡がったときにはねすぐ対処できるような形を取っておくのも、ひとつの対応策だと思いますので、医療機関、まあ医療機関のサーベランス、それから行政のサーベランス、まあターゲットサーベランスちゅうのもあるのかもしれないけども、その辺上手く進めて行ってくればと思いますのでよろしくお願いします。

それとあのごめんなさい、話戻りますけども、スクールニューディール構想についてね、凍結されてるんですか今。

○議長（杉本邦雄議長）教育委員会次長。

○教育委員会次長（浅野信行次長）はい、すいません。今の時点では一時凍結というか、あの調整中という事で聞いてございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）凍結をされてなくなっちゃったっていうのであればしょうがないんだろうけども、これからもし続くんだったらね、低酸素革命の中に学校の関係でできますよね、耐震化、エコ、ICT、これがでできますよね、それで拾い上げるとざっとこれでも5000億くらいのその沼田町でも使えるような事業費ってのがでてくるんでね、これできればあの、例えばあの町長も言われてたんだけど、学校を建てるときにいかにコンパクトでエコな学校を建てるかと、それは使えるか使えないか別にして、なるべくそういったものに取り組んでいけば良いと思いますので、津川先生やら色々いらっしゃいますのでね、協力して今の民主党政権にお話をしながら、これは是非進めて使えるようにしていっていただければと思いますのでよろしく願いいたしますね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁よろしいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、承認第58号。平成21沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第58号、平成21沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成21沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年9月17日提出、町長名でございます。別冊補正予算書第3号、1頁をお開きを頂きたいと思います。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正予算につきましては、保険給付におけます退職被保険者高額療養費の増、出産育児一時金の支給単価を4万円増額する制度改正分、満75歳の年齢到達期におきます、負担軽減措置となる高額療養費特別支給金の追加、医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して

いる世帯につきまして、高額療養費及び高額介護サービス費の支給を受けましても、なお残る負担につきまして、1年間の自己負担額の合計に限度額を設け、その超えた額を支給をする高額医療、高額介護合算療養費制度に係る電算処理委託料の追加が主なものとなっております。

8頁をお開きをいただきたいと存じます。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2万9千円の増加でございます。需用費1万6千円、消耗品、事務用品の増でございます。13、委託料1万3千円の電算処理委託料でございますが、先程申し上げましたように、医療費と介護保険のそれぞれの負担が重複している方の負担の軽減のために1年間の自己負担額の合計に限度額を設け、その超えた額を支給する高額医療、高額介護合算医療制度が適用されるにかかります、電算の処理委託料、それから出産における出産費用の立替払いの負担が解消されます、出産育児一時金を直接医療機関が保健者に請求できる制度、これに伴います電算委託料の増額でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費でございますが、232万7千円の増額でございます。60歳から65歳未満の退職被保険者に係ります療養費でございますが、本年4月より脳、心臓疾患の長期入院者が発生をいたしまして、これに係ります予算が支出をされておりまして、年度末を見込みますと不足する状況にありますために、増額をさせていただくものでございまして、財源につきましては社会保険診療報酬支払い基金からの交付金で賄うものとなっております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、20万円の増額でございます。これにつきましては、出産費35万円を39万円に引き上げる分の5名分を見込んだ20万円となっております、財源につきましては国の補助金4万円の半額の2万円で10万円、更に地方財政措置として3分の2、保険料で3分の1といったことになってございます。

5項の葬祭諸費、1目葬祭費につきましては4万円の減額、不用額と見込んでございます。

次の頁9頁でございます。6款介護給付費、1項介護納付金、1目介護納付金でございますけれども、これにつきましては国保が負担をする介護保険への納金のうち、介護従事者処遇改善臨時特例交付金分が国庫補助されるため、これを一般財源と付け替える為に行うものでございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目高額療養費特別支給金ということで、新たな目の設定でございます。15万6千円となっております。これにつきましては国保から75歳を持って後期高齢者医療保険へ切り替わる月内におきまして、二つの保険にまたがって診療を受けた場合の限度額、4万4千400円で

ございますが、これを平成21年1月におきまして、それぞれ制度改正がございまして、半額月内でそれぞれ2万2千200円づつの限度額になるということでございます。これが改正前の平成20年4月から12月までに一定額を超えて、医療費として既に支払った方に対しまして遡って支給をするといった制度となつてございます。誕生日の月数上では35名の方が該当いたします。しかしながら全員かということではございませんし、これにつきましては電算処理を致しまして12月までに抽出をして、本人の所に通知をさしていただき還付措置が取られるような状況となつてございます。残念ながらまだ電算システムが完了してございまして、自分で該当される方が申請された場合には、本予算成立後には申請者には還付手続きが取られることになってございます。

6頁をお開きをいただきたいと存じます。歳入でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、15万6千円でございますが、これにつきましては高額療養費特別給付金の財源とするものでございます。

2目の出産育児一時金補助金、20万円これにつきましては先程申し上げました4万円の分の2万円、5人分10万円でございます。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、232万7千円につきましては、退職者の高額療養費増額分の財源として歳入となるものでございます。

8款の繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、9万4千円でございますが、事務費の繰入金電算委託料分として2万9千円、それから出産育児一時金の繰入分、地財措置されている分の繰入として4万5千円の増額となつてございます。

2項繰入金、1目基金繰入金、34万9千円の減額でございますが、一般財源である基金繰入金を減額を致しまして、収支の均衡を図つたところでございます。

次の頁10款諸収入、3項雑入、4目雑入、34万4千でございますが、介護従事者の処遇改善臨時特例交付金として国から交付をされるものでございます。国保への負担分を、に対する国の補填金でございます。

以上説明とさせていただきます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第５８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１６、承認第５９号。平成２１年度沼田町介護保険別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。議案第５９号、平成２１年度沼田町介護保険別会計補正予算について。平成２１年度沼田町介護保険別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年９月１７日提出、町長名でございます。別冊補正予算第２号１頁をお開きをいただきたいと存じます。

〔以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の

（「説明省略」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

追加議案を配布いたします、暫時休憩致します。

１５時５８分 休憩

１５時５８分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。

只今意見案第11号道路の整備に関する意見案について追加案件が提出されました、この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第17、意見案11号、道路の整備に関する意見書案についてを日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、意見案第11号、道路の整備に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）討論の前に質問あるんですけど。

○議長（杉本邦雄議長）質問ありますか、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）今年度から道路特定財源が一般財源化されましたけれども、従来の地方道路整備臨時交付金を廃止する代わりに、地域活力基盤創造交付金の新設されるなどして09年度の道路関連予算は昨年度並みに確保されたと、実際には私達は道路整備そのものには反対はしないわけですが、高速道路なり、高規格道路なり本当に必要でないような道路まで、この意見書だと整備されてしまう可能性があるんですよ、ですからそういうあたりにきちんとあの歯止めをかけていかないと、今までどおりの道路整備がされてしまうんですね、ですからそういう意味で色々ここに、かかさってることに修正をさせていただきたいんですけども、そういうことに応じてもらえるかどうかをちょっとお聞きしたいんですけども。

で、そういう修正かということ、例えばですね道路の整備に関する意見書という案なんですけども、情報公開と国民合意に基づくということを入れないと、一方的に走ってしまうんでね、ぜひとも情報公開と国民合意に基づくという文言を入れてもらえるかどうか、それからですね本文に入っていち、にい、3行目の中の最後の方にですね、最も重要な社会基盤であるというけれども、これは社会基盤のひとつであると、これは全面的にこれしかないんだという意味ではなくて、あの重要な社会的基盤のひとつであると、ひとつというのひとつということを入れてもらえるかどうかですね、それからあの、その下の1行2行3行、あ違った次の下にですね3行目から医療のことからと書いてあるんですけども、あ医療のことからの下だな、えーと、体系整備はぜひとも必要でありというところから、体系整備に当たっては費用対効果や環境と地域の生活条件への影響などに関する情報公開の国民合意を条件にというそういう文言を

入れてもらえるかどうかですね、情報公開の徹底と国民合意を条件にという言葉を入れて、その後は地域、圏域間の交流と続けてもらう。それからその下2行目ですね、災害対応といった安全で安心な生活を確保する、それ以下を圏域を貫くという文言を入れてもらえるかどうか。それからですね、厳しく道路特定財源が一般財源化され現在、今後の道路整備は国、地方などの適切な役割分担の下、必要な予算を確保するその後、消しましてかくすることが重要であると、にするとそういうとを文言を入れてもらえるかどうかですね。それから高規格道路幹線道路、ネットワーク、

（「それは全然別の意見書になる」の声あり）

○7番（橋場 守議員）私が質問しているわけだから、後で答えてください。1の高規格幹線道路ネットワークについても、ネットワークの後にですね、整備については費用対効果や、環境への影響など情報公開の徹底と国民的合意を条件とすること、こういうことを入れて欲しいと。でこういう文言を入れてもらえるかどうかですね、ちょっとお聞きしたい。

○1番（津川 均議員）全て却下させていただきますんで、採決を取っていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）それでは修正案に反対の方この原案に賛成の方を挙手願いたいと、反対の方、修正案に反対の方、橋場さんの案に反対の方手上げてください。はい、わかりました。それではあの反対の方が多いようですので、原案賛成ということでございます。

○7番（橋場 守議員）今の質問なんだよ。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっとこのね、6箇所、7箇所のことについて答えるのはちょっと先程言ったように却下するということで、この原案どおりちゅうことでありますから。

○7番（橋場 守議員）それでその原案については反対という討論をします。

今年度はねそういうことで私達はね、この道路整備そのものはいんですけどね、本当に緊急にやらなきゃならないっていう場所でないところもね、このことによって進められる可能性あるんですね、私達、私は国予算なり、町の、国、道、それから市町村の予算もですね、何が今一番大事なのかと、どこへ金を使うべきかということのをね、順位を色々考えなきゃならんと思うんです。で私はこの意見書が通ることによって、無駄な、民主党の新政権も無駄を省くってことを一生懸命言ってるわけで、それを沼田町で相当な数が入りましたしね、でそういうことから言ってもですね、やはり新しい政権に是非とも無駄を省いてもらう点からですね、やっぱりこれは道路開発を優先させるような意見書はあげるべきではないと、私は思うんで反対致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場さん反対されておりますが、修正案に反対の方、

先ほどと同じでありますが、もう一度結審お願いします。

(「反対多数」)

○議長（杉本邦雄議長） それでは原案賛成ということでもありますから、このまま進めさせていただきます。原案のとおり関係機関に提出することに決定して意義がないということでございますので、異議なしと認めますよって、本案は原案のとおり関係機関に提出すること決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長） 以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。これにて平成21年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時12分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員